Osaka University Knowledge Archive

Title	平成一八年度二学期高等司法研究科試験問題
Author(s)	
Citation	阪大法学. 2007, 57(2), p. 139-189
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/54826
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

Osaka University

雑録

平成一八年度二学期試験問題　高等司法研究科

▼公法2　……松本和彦教授

【問題1】

法律と他の法規範が矛盾抵触すると思われるとき、この規範衝突をいかにして回避すべきか。法律と命令（政省令）、法律と議院規則、法律と最高裁判所規則、法律と条例の四つの衝突場面を想定し、それぞれについて上記の問いに答えなさい。その際、架空の簡単な事例でも構わないので、必ず具体例を示して解答しなさい。

【問題2】

A市は、国民健康保険事業に要する費用に充てるため、国民健康保険法第七六条に基づき、保険税方式ではなく保険料方式を採用した上で、国民健康保険法第八一条にしたがい、A市国民健康保険条例に「保険料の賦課及び徴収等に関する事項」を規定した。しかし、同条例には保険料率算定の基礎となる賦課総額の算定基準を定めただけで（同条例第八条から第一二条まで）、保険料率については、同基準に基づいて決定し告示の方式で公示するよう市長に委任していた（同条例第一二条第三項）。

A市を保険者とする国民健康保険の一般被保険者の資格を取得した世帯主Xは、A市から国民健康保険の保険料の賦課処分を受けたものの、A市国民健康保険条例は憲法第八四条に違反するので、その賦課処分は違法であるとして、処分の取消しを求めて出訴した。

なお、A市の国民健康保険事業特別会計においては、保険料収入は全収入の三分の一であり、国民健康保険事業に要する経費の約三分二は国庫の負担金、A市の一般会計からの繰入金等の公的資金により賄われていた。

以上のような事案に関して、次の二つの小問に解答しなさい。

（小問1）

原告Xが憲法第八四条を援用するためには、同条の「法律又は法律の定める条件」という文言を「条例又は条例の定める条件」と読み替えなければならないか。また、読み替える場合、あるいは読み替えない場合、憲法第八四条の趣旨をどのように理解すればよいのか。保険料と保険税の区別はとりあえず無視して解答しなさい。

（小問2）

原告Xは、A市が国民健康保険条例に保険料率を定めず、それを告示に委任したことが憲法第八四条に違反すると主張している。この主張は妥当か。保険料と保険税の関係、法律の留保原則との関連、国民健康保険事業に要する費用の約三分の二が公的資金で賄われているという事情も考慮

に入れて、原告Xの主張の妥当性を論じなさい。

（参照条文）　省略

国民健康保険法（抜粋）

地方税法（抜粋）

A市国民健康保険条例（抜粋）

▼民法3　……平田健治教授

問一　以下の小問につき、判例ないし通説の趣旨に従い検討した上で、二行以内の理由を付して、正誤を答えよ。

(1)　土地賃借権が建物登記により対抗力を有する場合、土地登記により対抗力を有する場合と異なり、譲渡転貸許容の特約があっても登記することができないから、賃借人は新地主に対して当該特約を主張することはできない。

(2)　被用者が失火した場合に、使用者は選任監督について重過失がないかぎり使用者責任を負わない。

(3)　いわゆる取引的不法行為の場合において、第三者が使用者の責任を追及しようとする場合、表見代理構成による場合と使用者責任構成による場合で、主張立証の負担は変わらない。

(4)　不法行為債務の履行遅滞は、被害者の請求を待って生ずる。

(5)　不法行為により負傷した被害者が損害賠償請求訴訟の口頭弁論終結時までに別の原因で死亡した場合、死亡後の期間に対応する介護費用を損害として請求することはできない。

(6)　本人の生命侵害を理由とする財産的損害の賠償請求において、本人以外の者が自己の固有損害を主張することはできない。

(7)　本人の死亡による本人以外の者の慰謝料請求は、民法七一一条の要件を満たす場合にのみ認められる。

(8)　子供に責任能力があり賠償義務を負担する以上、いかなる理由であれ保護者の損害賠償責任は生じない。

(9)　準消費貸借においては、その効力を争う側が既存債務の不存在について主張立証責任を負う。

(10)　民法七二四条の除斥期間は、常に加害行為の時点から起算する。

(11)　工作物責任において、被害者Xが所有者Yに対して賠償請求した場合、YはAが当時工作物を占有していたことを抗弁として主張できる。

(12)　ABC三人に対して民法七一九条一項前段の責任を追及する場合、被害者は三人それぞれの行為と結果との因果関係を立証する必要はない。

(13)　医療過誤において、患者の死亡につき医師の診療上の過失があるとされても、生命侵害と過失行為の間の因果関係が高度の蓋然性をもって証明されないかぎり、いかなる賠償責任も生じない。

(14)　自動車が窃取され窃取者が運転中に人をはねた場合、

被害者は当該自動車に関する自賠責保険を通じて保険給付を受けられる。

⑮ 動産が所有者XからAにより盗まれ、それを知らずに買い受けたYがさらに転売した場合でXがYに不当利得返還請求をした場合に、YはAに支払った代金額相当分の控除を主張できる。

⑯ 消費者間において電子メールで契約の承諾の意思表示をなす場合、発信主義が妥当する。

⑰ 自己の賭博債務の担保のために抵当権を設定した所有者は抹消登記請求をすることはできない。

⑱ 本人の意思または利益に適合しないことが明白ではないことは事務管理の成立要件の一つである。

⑲ 隣人が本人の留守中に倒れかかった塀の修理をしたが、修理の翌日に強風でまた壊れてしまった場合、事務管理による費用償還請求はできない。

⑳ 敷金が授受された賃貸借契約において賃料債権について抵当権者が物上代位権を行使してこれを差し押さえた場合には、当該賃貸借契約が終了し目的物が明け渡された場合の賃料債権の敷金への充当は妨げられる。

問二　以下の文章を読んで、問に答えよ。

甲川にかかる乙橋はY市が管理していたが、転落事故が多くなり転落防止設備設置の必要が叫ばれつつも財政上未だ設置されていなかった。ある日、台風による甲川の増水により、乙橋は一時冠水したものの、台風通過で冠水はなくなったが、橋桁下一メートルの水位で濁流が激しく流れており、橋の路上の一部には泥土が堆積していた。Aは当日いつものように、同じ職場に勤める妹Bを同乗させ、出勤する経路上にある乙橋を横断しようとして、先のような状況のため、判断を誤り、ハンドルの切りすぎで橋から転落し、車ごと流され、水没し、BとともにAは水死した。この事故についてのAとY市の過失割合は七：三とされた。AとBはXの子であり、兄妹の関係にあった。Aの逸失利益（中間利息控除済）は、六〇〇〇万円、Bのそれは四三〇〇万円とされた。AB合同の葬儀費用は一五〇万円、車両引きあげ費用は一〇万円かかった。A、Bは公務員であったため、国家公務員災害補償法にもとづく保険給付として、Aにつき、遺族補償一時金八一〇万円と葬祭補償五〇万円が支払われ、Bにつき、同様に、四七〇万円と四〇万円が支払われた。また、XはBに対する自賠責保険給付として、二二〇〇万円を受けた。

AB両名の唯一の相続人であるXがYに対して損害賠償請求をした場合、Aの損害、Bの損害としてそれぞれいくらずつ裁判で認められると考えられるかを検討せよ。

なお、AとYはBに対する関係で共同不法行為者であると仮定する。慰謝料はABそれぞれが各二〇〇〇万円認められたと仮定する。また、遅延損害金、弁護士費用については検討しなくてよい。

▼民法4 ……松川正毅教授

下記の(1)、(2)の問題すべてに回答せよ。(3)の問題に関しては、正否を述べ、その理由を記すこと。

(1) 民法七八五条は、「認知をした父又は母は、その認知を取り消すことができない」と規定する。この条文にも留意しつつ、根拠を示しながら、下記の事例を論ぜよ。

① 男性Aが女性Bから、Aの子Cを懐妊したと告げられ、Aはそれを信じ、出生後に認知をした。しかし、しばらくして、CはBの友人であるDの子であることが分かった。AはCとの関係を否定することは可能か。

② CはBとDの子であることを、Aは知っていた。しかし、Dに認知されず、父親なき子になってしまうことを不憫に思い、養子のつもりで認知をした。後に、AとBの関係が悪化し、二人は別れた。AはCとの関係を否定できるか。AとBの関係が夫婦の場合と、同棲している場合とで異なるか。

③ B女の父親に、「子を認知しなければ、お前の将来をつぶしてやる」とすごまれて、Aは恐怖のあまり、Cを認知した。後に、Cとの関係を否定することはできるか。CはAの子であることは生物学上誤りではなかったとする。Aが未成年者であった場合は、どうなるか。

(2) 被相続人Aには、子Bと子Cがいた。Aは平成一八年三月四日に死亡した。

① Aは唯一の財産であった甲不動産(一億円相当の価値を有する)を、平成一七年一二月三一日に、Bに贈与した。Aの死亡後、Cは直ちに遺留分減殺請求を行った。このようなCの請求は可能か。

Aの生存中に、Bがすでに甲不動産をDに売却し、Dは移転登記を完了していた場合はどうか。

② Aは唯一の財産であった甲不動産(一億円相当の価値を有する)を、平成元年三月一日に、Bに贈与していた。Aの死亡後、Cは直ちに遺留分減殺請求を行った。このようなCの請求は可能か。可能とすれば、Bは甲不動産を時効により取得したと主張できるか。時効の要件にもふれて記述せよ。

③ Aは唯一の財産であった甲不動産(一億円相当の価値を有する)を、平成一六年三月一日に、Bに贈与していた。Aの死亡後、Cは直ちに遺留分減殺請求を行った。Bは、このような請求を無視して、甲不動産をDに売却し、移転登記を了した。このような場合、Cの請求は可能か。判例が、遺留分減殺請求権の法的性質をどのように考えているかに触れながら解説せよ。

④ Aは唯一の財産であった甲不動産(一億円相当の価値を有する)を、平成一七年一二月三一日に、Bに贈与した。その際に、CはAに頼まれて、遺留分減請求権を行

使しないと約束した。Aの死亡後、Cは直ちに遺留分減殺請求を行った。このようなCの請求は可能か。

（3）

① 甲は妻乙との協議離婚届を偽造して届け出た後、丁との婚姻届を出した。甲乙間には子丙がおり、甲丁間には認知した子戊がいる。乙は離婚無効の訴えを提起し、甲乙間の協議離婚無効の判決が確定した。甲丁間の婚姻が取り消された場合、甲は丁との婚姻によって得た財産を丁に返還しなければならない。

② 胎児は事実上の父に対して認知を請求することはできない。

③ Aが未成年者Bの後見人に選任された場合に、AがBの普通預金を使って株式を購入することについては、家庭裁判所の許可が必要である。

④ 未成年の子Cを抱えて生活に困窮していた寡婦Aは、唯一の親族である兄Bに扶養を求める申立てを家庭裁判所にした結果、扶養料として一ケ月三万円を支払うとの調停が成立したが、その扶養料の支払いがされないまま、一年後に、Aが死亡した。Aの子であるCはBに対する未払の一年間分の扶養料債権を相続できる。

⑤ 相続の放棄をした者が一五歳に達していた場合には、その放棄が法定代理人の同意を得ることなくされたとしても、相続の放棄を取り消すことはできない。

⑥ 妻A、嫡出子B・CのあるD男が死亡したが、遺産分割前に、Bは、Eとの間で、相続財産を構成する不動産についての持分を譲り渡す旨の契約を締結し、それに基づき共有持分移転の登記を終えた。ところが、Bは、Eへの譲渡前に相続の放棄をしていた。この場合、Eはその共有持分を取得できない。

⑦ Aが亡Bに相続人のあることが明らかではないとして相続財産の管理人に選任された場合に、AがB所有の賃貸中の建物を相当な価格で第三者に売却することについては、家庭裁判所の許可が必要である。

⑧ 包括受遺者の遺贈の放棄は、家庭裁判所にその申述をし、受理されなければ効力を生じない。

⑨ AがBを受遺者として甲不動産を遺贈する場合、Aが、遺贈の後、甲不動産を第三者Cに対して贈与し、その後死亡したときには、BC間における甲不動産の所有権の帰属は、BとCのいずれが先に所有権移転登記を備えたかによって決まる。

⑩ 遺留分の減殺の請求を受けた受遺者は、返還すべき財産のほか、贈与を受けた日以後の果実も返還しなければならない。

▼民事訴訟法1 ……池田辰夫教授
下村眞美教授
藤本利一助教授

Ⅰから Ⅳの各問いに答えなさい。

Ⅰ　適切な語句を記入しなさい。

1　AはBに対し、甲金銭債権を有している。BはCに対して、乙金銭債権を有している。Bにはこれ以外にみるべき資産はない。AはCに対して、乙債権の支払いを求めて訴えを提起した。この訴訟を（①）という。審理の結果、甲債権が真偽不明と判断するときは、（②）の判決となる。これに対して、乙債権が真偽不明のときは、（③）の判決となる。

2　文書の成立の真正が争われる場合、挙証者はこれを証明する必要がある。私文書の場合、印影が本人等の印章によったものであるときは、経験則上、本人等の意思に基づいて押印されたものと（④）がされる。そして、民訴法二二八条四項により、「押印があるときは、〔私文書が〕真正に成立したものと推定」される。このことを（⑤）という。

Ⅱ　つぎの問いに答えなさい。

Aは、Bを相手方として、貸金返還請求訴訟を提起し、A勝訴判決が確定した。その後、Aは、Bを相手方として、同一債権の貸金返還請求訴訟を提起した。この後訴は違法か。前訴で、A敗訴判決が確定したときに、Aが、同様の訴訟を提起した場合はどうか。

Ⅲ　つぎの語句のうちから1つを選び簡潔に説明しなさい。

1　自力救済の禁止

2　私知の禁止

3　職権探知主義

Ⅳ　つぎの(イ)(ロ)(ハ)の問題のうち、いずれか一つを選んで答えなさい。

(イ)　以下は、最二小決平成一三年一二月七日民集五五巻七号一四一一頁が判示した文書提出命令に関する文章（抜粋）（省略）である。なお、決定文は現行条文に基づいてなされたものとする。

【問い】

この決定は、最二小決平成一一年一一月一二日民集五三巻八号一七八七頁が示す第三の要件について具体化したものと位置づけることができる。どういうことか、簡潔に説明しなさい。

【参考】最高裁判所第二小法廷決定平成一一年一一月一二日（省略）

(ロ)　以下の【設例】を読んで、【問い】に理由を付して答えよ。

【設例】

Aは、Bを被告として、平成一八年一二月一日、貸金五〇万円の返還を求める訴えを提起した。Aは、友人Bから、「今なら割賦手数料が安くなるので、新車を購入したい。ついては、頭金五〇万円を貸してほしい。夏の賞与で必ず

返すから。」と懇請されたので、Bに対し、同年三月一日、弁済期を同年七月三一日と約束して、現金五〇万円を手渡したのに、現在も言を左右にして催促に応じない、と主張している。

Bは、「Aからお金を借り入れたことはない。仮に、借り入れたとしても、Aに三〇万円で売り渡した有名画家マチカーネの風景画の代金と相殺する。」と述べた。裁判所は、証拠調べの結果、①平成一八年三月ころ、Bが中古の外車を購入したこと、②Bは、同月初めころ、Aから一万円札四〇枚と五千円札一〇枚を受け取ったこと、③Bは、同年六月ころになって、Aに対し、返済は何とか冬の賞与まで待ってほしいと頼んでいたが、Aはちゃんと約束どおり夏の賞与で返してほしいと言っていたこと、④Bは、同年七月一〇日に夏の賞与三五万円を支給されたこと、⑤Bは、Aに対し、同年九月初め、マチカーネの風景画を三〇万円で売り渡したが、代金はまだ支払われていないことが認められるとの心証に達した。

【問い】

裁判所はどのような判決をすればよいか。また、その判決がそのまま確定した場合には、どのような既判力が生じるか。

(ハ) 以下の【設例】を読んだうえで、各【小問】にそれぞれ答えなさい。

【設例】

Aは、友人らと京神ドームにでかけ、京神ベアーズと京葉バジャーズが対戦する野球を観戦した。両チームは、双方とも伝統のあるチームで、たくさんの観客が訪れることで有名であった。ベアーズの勝利に終わり、興奮状態にある観衆とともに、Aらは、球場を出た。駅に向かう途中の交差点で信号待ちをしていたとき、ベアーズの四番バッターであるBの運転するオープンカーがこの交差点の手前で停車した。周囲の人々はそのまわりに群がり、各自の携帯電話を利用し、写真を撮り始めた。Aも、何とかBの写真を撮ろうと、車道にはみ出して写真撮影を行った。そのとき、運悪く、Aは、進行してきたC運転の自動車にはねとばされ、重傷を負った。

Aは、Cを相手に、不法行為に基づく損害賠償の一部請求として、一〇〇〇万円の支払いを求める訴えを提起した。

このとき、裁判官は、審理の結果、つぎのような心証を持った。

- 損害額の全額は、三〇〇〇万円である。
- Aにも過失があること。
- 過失割合は、Aが三割、Cが七割であること。

【小問】

(1) Cは、車道にはみ出して写真撮影をするといったAのいい加減な行為が事故につながったと主張しつづけたが、

過失相殺の主張はしていなかった。このとき、裁判所は、どのような判決をするべきか。

(2) 京神ドーム近くに居住しているCは、この球場で野球ゲームがあるたびに、さまざまなトラブルが起こることを言い立て、自分の事故も、京神ベアーズのせいであるということを繰り返し主張するのみであった。このとき、裁判所は、どのような判決をするべきか。

▼刑法1 ……佐久間修教授
島岡まな教授
安田拓人助教授

問題

X子は、二年前に、旧友のZ子から同人が窮乏により自ら養育することができなくなった婚外子A美を託され、夫B男と協力して自宅において実子同様に養育していたが、Z子が、A美の存在を秘して、個人金融を行っている資産家の老人C郎と婚姻し、自分より羽振りのよい暮らしをするようになった一方で、自らはC郎に対して一〇〇〇万円の借金を負うようになったことを悔しく思い、Z子のA美に対する愛情を利用して、C郎を殺害させ、債務を事実上消滅させると共に、Z子の生活基盤を破壊してしまおうと企み、この計画に知人のY男を実行犯として誘い込んだ。

Y男は、X子との計画に基づき、A美を幼稚園からの帰路において待ち伏せ、「A美ちゃんかな、おじちゃんは、お母さんに頼まれて、お迎えにきたんだよ。」と欺き、安心したA美を自動車に乗せて、自宅まで連れて行き、豪華な食事を与え、好きなテレビを見せてあげたため、A美は、「うちより楽しい。ずっといてもいい?」とご機嫌で、Y男に騙されていることには全く気づいておらず、実際に外出しようと思ってもできないよう施錠された状態に置かれていたにもかかわらず、楽しく過ごしていたが、夕方帰宅したB男はA美が帰宅しないことを心配し、X子とともに近所などを探した後、所轄署に捜索願を出した。

続いて、Y男は、これもX子との計画に基づき、Z子に対し電話し、A美の声を聞かせたうえで、「A美は預かっている。A美の命が惜しければ、こちらの言う通りにしろ。」と命じたところ、A美の命を心配したZ子が即答で承諾したため、C郎とZ子の住む豪邸に赴き、弾の入った拳銃をZ子に手交し、「これでC郎をやれ。やったらA美は解放してやる。」と強い口調で命じたところ、Z子は、C郎が胃ガンで余命が半年もないことを知っていたこともあって、「A美の命が助かるなら長くは生きられないC郎が犠牲になっても仕方がない」と覚悟を決め、これを承諾してC郎の書斎に赴き、「あなたごめんね」と涙ぐみながら、拳銃をC郎の心臓めがけて発射し、その目的を遂げた。なお、C郎は、X子からは借用証書などは差し入れさせておらず、Z子もC郎が誰にどれだけ貸しているかについては知らされていなかった。

X子、Y男、Z子の罪責を論じなさい。

▼公法4 ……棟居快行教授

問1 次の①～④のそれぞれにつき、a～cから最も適切なものを一つ選べ。答案用紙に次のような解答欄を作成して記入すること。① a ② b ③ c ④ a

① a司法審査権は憲法に明文規定がないと行使しえない。b警察予備隊違憲訴訟判決は「現行の制度」を強調するので法律委任説を前提としているとも読める。c客観訴訟において裁判所は司法消極主義に立ち、司法審査権を行使することを控えてきた。

② a違憲な法律を制定した立法行為は当然に国賠法上も違法となるとするのが判例の立場である。b在外選挙権確認判決は国賠についても在宅投票制判決を変更する旨を明示した。c在宅投票制判決は代表制についての自由委任論に依拠していた。

③ a宗教団体の内紛の事例である蓮華寺判決は、板まんだら判決と同様に本案判決を下すことを拒んだ。b恵庭事件一審は、合憲限定解釈の手法で無罪判決を下した。c部分社会論を採用した代表的判例は、いずれも結社の自由を主な根拠としている。

④ a森林法判決の図式的な規制二分論に比べ、薬事法判決は立法事実論などを取り混ぜていた。b第三者所有物没収違憲判決に対しては、事件に無関係な抽象的審査との批判がある。cムートネス（成熟性）は、取消訴訟の処分性に近い概念とされる。

問2 次のA～Cから二つを選んで解答せよ。

A 最高裁判所が規則制定権（七七条一項）に基づいて、次のような「憲法訴訟手続規則」（本問規則）を制定することは合憲か。「国会に議席を有する政党の代表者ならびに地方公共団体の長は、法律等の国務上の行為が憲法に違反することの確認を求める訴訟を最高裁判所に提起することができる。」

B いわゆる靖国公式参拝訴訟で福岡地判（H.16.4.7）は、損害を否定しつつ政教分離原則違反を指摘した。同判決を「憲法判断回避の原則」の観点から検討せよ。

C 「違憲判決の効力」に関する諸見解を参考としながら、次の見解を検討せよ。「裁判所は事件への適用が問題となる法律が違憲であると考えられる場合であっても、法律違憲判決の代わりに適用行為を違憲無効ないし違憲違法とする適用違憲判決を下すことで、必要にして十分である。」

▼商法2 ……青竹正一教授
末永敏和教授

Ⅰ 単答式問題

【第1問】

次のうち間違ったものの組み合せは、後記①～⑤のうちど

れか。

ア　株式会社がその発行する株式の一部のみを譲渡制限株式としていない場合でも、その会社は公開会社である。

イ　会社法には、会社は営利を目的とする法人である旨の明文の規定はない。

ウ　会社は、自然人と違い、住所というものはない。

エ　二種類以上の株式を発行できる旨の定款規定を置いている会社において、標準となる株式を普通株式というが、この普通株式も種類株式の一種である。

オ　親会社の取締役・使用人は、子会社の社外取締役になれない。

①アイ　②アエ　③イウ　④ウオ　⑤エオ

【第2問】

次のうち間違ったものの組み合せは、後記①から⑤までのうちどれか。

ア　剰余金の配当を受ける権利を株主に与えない旨の定款の定めは必ずしも無効ではない。

イ　会社の支店の所在地における登記事項は、本店の所在地における登記事項と同じである。

ウ　株式会社の発行可能株式総数は、最初に定款を作成するときに定めを置かなくてもよい。

エ　発起人は株式会社の設立に際し、設立時発行株式を一株以上引き受けなければならないが、出資の履行をしないときでも、設立の効力には影響ない。

オ　すべての株式会社において、設立時発行株式の総数は、発行可能株式総数の四分の一を下ることはできない。

①アウ　②イエ　③イオ　④ウエ　⑤ウオ

【第3問】

次のうち正しいものはいくつあるか。

ア　委員会設置会社および公開会社は、当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会において取締役または監査役を選任することについて定めのある種類の株式を発行することができない。

イ　会社法において、株式会社は株券を発行しないのが原則となっている。

ウ　株券発行会社において、株式取得者は、株主名簿の記載または記録の書換えを請求できるが、その際、単独で株券を提示することによってできる。

エ　株主総会において議決権の書面および電磁的方法による行使制度を採用しない株式会社が取締役会設置会社でない場合、株主総会の招集に際し、目的事項は株主に通知しなくてよい。

オ　株主総会の目的事項が決議事項だけでなく報告事項もあるときは、現実に株主総会を開催しなければならない。

①1個　②2個　③3個　④4個　⑤5個

【第4問】

次のうち正しいものはいくつあるか。

ア　判例によれば、定款に記載・記録のない財産引受けは無効であるが、会社がこれを追認できるかどうかについて、これを認めると財産引受けに関し厳重な要件を定めた法の趣旨を没却させることになるとして、これを認めていない。

イ　判例によれば、旧有限会社について、共益権も自益権と同様、社員の法律上の地位としての持分に包含されるとして、両者を異質のものではないとする立場を示した。

ウ　判例によれば、敵対的な株主に議決権を行使されないために同株主の持株を買い取る資金を第三者に供与する行為は、株主の議決権の行使をやめさせる手段として行われたものであるから、株主の権利行使に当たるとして、違法な利益供与になるとした。

エ　判例によれば、代理人の資格を株主に限る定款規定は、株主以外の者によって総会が攪乱されるのを防ぐための合理的な制限であるとし、地方公共団体や法人株主が株主でない職員・従業員に議決権を行使させることは、定款違反となるという。

オ　判例によれば、株主総会決議の無効確認の訴えが提起された場合において、決議無効の原因として主張される事由が決議取消原因に該当するようなときに、決議無効確認の訴えが取消しの訴えの提訴期間内に提起されたものであったとしても、決議取消しの訴えへの転換は認められないとする。

①1個　②2個　③3個　④4個　⑤5個

【第5問】

委員会設置会社以外の取締役・取締役会・代表取締役に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記①から⑤までのうちどれか。

ア　取締役会を設置しない会社に二人以上の取締役がいる場合、全員が代表取締役となるのが原則である。

イ　内部統制システムは必ず取締役または取締役会で決定することが義務づけられている。

ウ　判例によれば、取締役会の構成員としての監視義務が認められる平取締役は取締役会に上程された事柄について監視すればよい。

エ　取締役会を招集する者が取締役会を招集する際に議題を通知する必要がある。

オ　判例によれば、代表取締役の解職決議において解職の対象となっている代表取締役は特別利害関係人にあたり、取締役会の決議に加わることはできない。

①アイ　②アエ　③イエ　④アオ　⑤エオ

【第6問】

役員等の損害賠償責任および株主代表訴訟に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、

後記①から⑤までのうちどれか。

ア　判例によれば、役員等が会社に損害賠償責任を負うための要件である法令には会社法以外の法令は含まれない。

イ　利益相互取引によって会社に損害が生じたときは、取締役会の決議に賛成した取締役はその任務を怠ったものと推定される。

ウ　役員等の任務懈怠行為と第三者の損害発生の間に相当因果関係が必要なことは役員等が第三者に対して損害賠償責任を負うための要件ではない。

エ　当該株主もしくは第三者の不当な利益を図り、または当該会社に損害を加えることを目的として株主代表訴訟を提起した場合、不適法な訴えとして却下される。

オ　株主代表訴訟において和解がされる場合、会社が和解の当事者でないときは、会社の承認があっても、和解に確定判決と同一の効力は与えられない。

①アイ　②イエ　③ウエ　④ウオ　⑤エオ

【第7問】

株式会社の計算に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記①から⑤までのうちどれか。

ア　判例によれば、株主が会計帳簿閲覧権を行使する際の請求の理由は具体的に記載しなければならず、その記載された請求を基礎づける事実が客観的に存在することについての立証も必要となる。

イ　会計帳簿に計上すべき資産は企業の継続を前提として取得原価によることを原則とするが、市場価格のある金融資産は時価で評価することができる。

ウ　証券取引法（金融商品取引法）の規定により有価証券報告書を提出しなければならない会社でも、貸借対照表および損益計算書の公告またはインターネット上の公開は必要となる。

エ　準備金の減少において減少する準備金の額の全部を資本金とする場合は、会社債権者は準備金の減少について異議を述べることはできない。

オ　会社の純資産額が三〇〇万円を下回る場合は、剰余金の配当のほか、自己株式の有償取得もすることはできない。

①アイ　②イウ　③イエ　④ウエ　⑤ウオ

【第8問】

株式会社の組織再編に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記①から⑤までのうちどれか。

ア　事業の重要な一部譲渡については、定款で厳格化しないかぎり、譲渡する資産の帳簿価額が当該会社の純資産額の二〇分の一を超えない場合は株主総会の決議は不要である。

イ　合併に際して合併直前の帳簿価額および消滅会社の合併直前の資本金額を引き継ぐ会計処理を持分プーリング方式という。

ウ　合併に際して合併契約の内容などについて事前の開示が要求されているのは、会社債権者が合併に異議を述べるべきかを判断する資料を提供するためである。

エ　合併につき議決権を行使できない株主には株式買取請求権は認められない。

オ　株式交換契約において完全親会社が完全子会社の発行する新株予約権および新株予約権付社債を承継する旨を定めることができる。

①アイ　②イエ　③イオ　④ウエ　⑤ウオ

【第9問】

次の①から⑤までの記述のうち、誤っているものはどれか。

①　判例によれば、株主総会の決議を経ずに取締役に報酬が支払われた場合でも、事後的に総会の決議を経れば報酬の支払は有効となる。

②　判例によれば、弁護士の資格を有する監査役が特定の訴訟事件につき当該会社から委任を受けて訴訟代理人となることは、兼任禁止に触れない。

③　非公開会社において株主総会の特別決議により募集事項の決定を取締役または取締役会に委任する場合、株主総会の決議は決議の日から二年以内の募集についてのみ効力を生ずる。

④　社債の発行時期のいかんにかかわらず、社債の権利内容が同一であれば社債の種類は同一になり、その種類ごとに社債権者集会が組織される。

⑤　合資会社の有限責任社員は原則として会社の業務を執行し、会社を代表する権限を有する。

Ⅱ

論述式問題その1

株式の譲渡に関する次の問いに答えなさい。

1　会社法一二七条は、株式譲渡の自由を原則的に認めているが、その趣旨は何か。

2　A会社は公開会社で株券発行会社であるにもかかわらず、会社成立後四年間も株券を発行していなかった。同会社の株主BはCにその保有する全株式（会社の全議決権の三割に相当する）を譲渡したが、その譲渡は意思表示のみによってなされた。その譲渡がなされた後も、同会社はBを株主として扱い、株主総会招集通知をBに発送した。株主総会には、Bが出席してBを取締役に選任する決議が成立した。

①　公開会社で株券発行会社では、そもそも株式の譲渡は、どのようになされるべきか。

②　Cは自分がA会社およびBを被告として同社の株主であることの確認の訴えを提起した。この訴えは認められるか。

③　CがA会社の株主総会決議取消の訴えを提起した場合、その訴えは認められるか。

3　従業員持株制度を採用している非公開会社も多い。同制度の下では、従業員株主と会社または持株会などとの間で、従業員は譲渡を希望する時および退職時に、取得した株式を取締役会などの指定する者あるいは直接に持株会などに、譲渡時に評価される価格に関係なく取得価格で譲渡するという契約がなされることがある。

①　契約の一方当事者が会社であるか持株会であるかによって、そのような契約の有効性に影響はあるか。

②　譲渡の相手方が、取締役会の指定する者に特定されること、および従業員が退職時に株式の売渡を強制されることは、その有効性に影響はないか。

③　譲渡価格を取得価格とする契約は有効といえるか。

Ⅱ　論述式問題その2

大銀行であったXは、系列ノンバンクのAに一〇九七億円余の損益支援（贈与）と四七〇億円余の融資（融資①）を行った。しかし、Aは倒産した。そこで、Xは、損益支援と融資を行った当時の取締役Y_1らに対し善管注意義務違反などを理由に損害賠償請求訴訟を提起した。これに対し、Y_1らは、損益支援については取締役の判断には経営判断の原則が適用される、融資については取締役会の決定はないが業務運営委員会の組織決定を経て実行されていると主張した。裁判所は、次のように判示した。判決文を読んで、以下の問いに答えなさい。

(1)　判示一について。

①　経営判断の原則とは何か。判決がいう経営判断の原則を認める理由は何か。

②　判決の善管注意義務違反があったか否かの審査基準は何か。銀行の取締役の審査基準についての判決の立場は正当か。

(2)　判示二について。

①　重要な財産の処分に該当するか否かはどのように判断するか。償還可能性のない融資については判断基準は異なるか。

②　取締役会規則で取締役会に付議する基準を定めている場合は、基準に従って処理すれば当然に適法となるか。判決が事後的にも取締役会の承認が得られていないことに言及しているのは正当か。

一　経営危機状況にある企業を支援するに当たっての銀行取締役の注意義務

「(1)　注意義務の内容

銀行も営利を目的とする法人であることから、銀行の取締役は経営を行うに当たっては収益の増大に努める義務があるが、他方で、銀行が不特定多数から借り入れた資金を自らリスクを負担して他に貸与するという金融仲介機能を果たすな

ど、信用秩序の根幹を担う公共性を有することから、銀行法を始めとする各種規制に服している趣旨に鑑み、その経営の健全性及び安全性に格段の配慮を払うことが求められている。

本件訴訟においては、いずれも経営危機状況にある融資先に対する支援の在り方が問われているが、このような局面においては、まさに損失の発生が見込まれる状況であることから、銀行の取締役としては損失を如何にして最小化し、経営の安全性を確保するかという観点から最善の努力を行うことが期待されているというべきである。

すなわち、このような状況において、銀行の取締役は、金融・経済情勢、融資先の財務・経済状況、融資先と銀行との間の関係の濃淡、他の取引債権者の状況等を踏まえた上で、支援をしない場合に見込まれる損失、すなわち、融資先の破綻により回収能が見込まれる既存の貸付金や出資金、さらには他の取引債権者との間で銀行が負担を求められる可能性のある損失などの直接的損失（破綻処理コスト）のみならず、融資先を支援せずに破綻させたことにより銀行が被るおそれのある社会的批判や信用失墜、銀行の系列会社の取引や銀行の資金調達コストに与える悪影響、さらには既存の取引先の離反や将来の取引機会の喪失などの二次的・間接的な損失をも的確に把握し、これらを最小化する方策を検討する必要がある。他方で、支援を行う場合の想定として、融資先の再建計画の実現可能性、再建のために必要となる総資金量、支援先及び他の債権者等との間の分担の可否及び負担の方法を検討の上、支援によって負担することが相当と考えられる必要最小限度の救済コスト及び支援先に対して残存する貸付金等についての回収不能リスクを把握しなければならない。そして、以上のような観点から、支援をしない場合と支援を行う場合に見込まれる損失を幅広く情報収集・分析、検討した上で、後者が前者よりも小さい場合、すなわち支援により負担する損失を上回るメリットが得られる場合にのみ、支援を行うことが許されるものというべきである。

さらに、上記のとおり、銀行業務が公共性を有し、その経営に健全性と安全性が求められていることからすると、支援により銀行が負担する損失が余りにも大きく、支援を行うこと自体が銀行の経営の安全性を揺るがす場合には、支援を行うことが許されず、また支援の方法も銀行業務の公共性に照らし社会的相当性を備えたものでなければならない。

⑵　経営判断の原則

しかしながら、このような判断は、情報の非対称と多数の経済主体間の複雑な相互依存関係の中において、これを取り巻く諸情勢を踏まえた専門的かつ総合的判断であることから、情勢分析と衡量判断の当否は、意思決定の時点において一義的に定まるものではなく、取締役の経営判断に属する事項としてその裁量が認められるべきであり、いわゆる経営判断の原則が妥当する。

したがって、本件各支援行為について取締役の責任を問うためには、取締役の判断に許容された裁量の範囲を超えた善管注意義務違反があったか否か、すなわち、意思決定が行われた当時の状況下において、Xと同程度の規模を有する大銀行の取締役に一般的に期待される水準に照らして、当該判断をするためになされた情報収集・分析、検討が合理性を欠くものであったか否か、これらを前提とする判断の推論過程及び内容が明らかに不合理なものであったか否かが問われなければならない。

上記判断においては、金融の専門家たる銀行の取締役としての幅広い観点からの分析が求められているというべきであるが、それはあくまでも意思決定の行われた時点における情勢を前提とした予測的判断であるべきであり、特に本件のように意思決定の時点から今日までの間に金融環境等の諸情勢に著しい変化の見られる事案においては、今日的視点からの回顧的判断は慎まなければならない。」

「以上によれば、本件損益支援を行うに当たっての経営判断は、その情報収集・分析、検討に欠ける点はなく、かつ、これに基づく衡量判断についても相応の理由を伴うものであることから、Y_1らには、善管注意義務違反を認めることができない。」

二　融資①の責任

「本件融資①は、……対象として予定していた物件の時価が約二三〇億円と予想外に低額であり、目標としていた五〇〇億円の融資の圧縮には届かないため、担保物件の事業化計画を仮装して、これによりAのBグループに対する担保付債権を受皿会社に薄価で譲り受けさせることとし、そのための資金として約四七〇億円を受皿会社に融資したものであり、……融資の当初から、少なくとも物件の担保評価額である約一五〇億円を超える約三二〇億円については、償還可能性のないことが明らかな融資であったというべきである。」

「本件融資①は、担保評価額を超える約三二〇億円については、融資対象から償還可能性のないことを前提に実行されたものであるが、その実質は、Xの損失負担によりAのBグループ向け債権を肩代わりするものであり、損益支援に当たるものと考えるべきである。しかるところ、多額の損益支援については、重要な財産の処分に該当し、取締役会の決議が必要とされており、Xにおいても、当時一億円以上の損益支援を実施する場合、取締役会の付議事項とされており、通常の融資より慎重な意思決定が求められていたところ、本件融資①は、まさに融資という形態を採って与信専決権限を有する一人の取締役の決裁のみによって多額の損益支援を実行するものであり、本来の意思決定のルールを潜脱するものというべきである。しかも、本件融資①は、その後に計画されたAに対する損益支援においても、協同債権買取機構活用による損益支援の対象として検討の対象に上がりながら、結局は

取締役会の決議を経てその対象とされることはなかったのであり、損益支援という観点からは事後的にも取締役会の承認が得られていないものである。

……同委員会はクレジットリミットを含む内外与信案件に係る重要事項を協議調整する機関であり、出席者も融資関連部署を担当する取締役に限られ、取締役会とは全く構成を異にすることから、これをもって意思決定のルールを履践したことにはならない。」

▼刑事訴訟法　……中村雅臣教授

平成一九年一月八日、司法警察員から検察官に対し、逮捕中の被疑者A及び逮捕中の被疑者Bにつき傷害の共犯として送致がなされた。

同事件を受理した検察官Pは、被疑者等の勾留を請求し（認容された。）、実況見分、捜索・差押、被疑者ら及び参考人らの各取調べを実施するなど、すべての捜査を遂げた結果、次のような証拠を収集した。

1　捜査報告書による捜査の端緒、捜査経過等

(1)　捜査の端緒

平成一九年一月六日午後八時二〇分ころ、救急車の救護隊員から府警本部通信司令室に、「大阪市内のスナック『Y』近くのS公園内で血を流して倒れていた人を病院へ搬送中であるが、胸部を鋭利な刃物で刺突されており重傷である。」旨の一一〇番通報があり、同司令室から指示を受けたT警察署の警察官が、S公園及び被害者が搬入された病院へ急行して本件発生が明らかとなった。

(2)　捜査経過

①　警察官がスナック『Y』で聞き込みをしたところ、同店マスター乙から、

今日（一月六日）の午後七時ころ来店した常連客の甲が一人で飲んでいるところへ、午後八時ころ、顔見知りの暴力団X組若頭補佐Aが突然やって来て、甲を表へ連れ出したが、何か険悪な雰囲気だったことから心配になって様子を見に表へ出たところ、近くのS公園内に甲が胸の辺りから血を流した状態で倒れており、Aが逃げるようにしてタクシーに乗り込むところだったので、甲がAに刃物か何かで刺されたのではないかと思いながら、携帯電話で一一九番通報をして救急車を呼んだ。

との供述が得られたことから、警察官がX組若頭補佐Aの自宅へ急行して質問したところ、Aが「S公園内で、甲を短刀で刺した。」旨認めたので、その場でAを甲に対する傷害の容疑で緊急逮捕するとともに、甲が所持していた凶器の短刀を差し押さえた。

②　逮捕されたAは、「X組々長のBから指示を受け

て、本件犯行に及んだ。」旨供述したので、翌七日、T警察署の警察官は、Aの甲に対する傷害の共犯としてX組々長Bを、同人の自宅で通常逮捕した。

③　一方、病院に搬送された被害者は、「甲」と名乗ったものの、同人は重傷を負っており、事情聴取することが出来ないまま、一月八日午前一一時四五分、同病院において死亡した。

2　被疑者Aの供述要旨

(1)　私は暴力団X組の若頭補佐をしているが、平成一九年一月四日に、X組々長Bに呼ばれて組事務所へ行ったところ、B組長から、刃渡り約二〇センチメートル位の短刀一本を見せられ、

うちの組を破門にした甲が、組の縄張で用心棒代を徴収しているらしい。ほっておいては、しめしが付かんので、この短刀で甲を痛め付けて来い。甲はいつも土曜日の夜に、行きつけの『Y』というスナックで飲んどるから、近くの公園へ呼び出してヤキを入れろ。

しかし、殺してしまったら後々面倒になるから、殺すなよ。

と言われた。

私は、B組長の意図が分かったので、

分かりました。

と言ってB組長の指示を承諾し、その短刀を受け取って帰った。

(2)　その二日後の一月六日が土曜日だったので、B組長から預かった短刀を上着の内ポケットに入れて、午後八時ころスナック『Y』へ行ったところ、甲が一人で飲んでいたので、『ちょっと顔を貸してくれ。』と言って、その近くのS公園へ甲を呼び出し、甲を痛め付けてやるつもりで甲の腹部に抜き身の短刀を突きつけ、

うちの組のシマを荒らしとるらしいな。ヤキを入れてやるから覚悟しろ。

と言ったところ、矢庭に甲が、着ていたジャケットの内ポケットに右手を突っ込んで、何かを取り出すような格好をした。

それを見て私は、甲が内ポケットからナイフか拳銃でも取り出して反撃してくるのではないか、と身の危険を感じるとともに、X組幹部であるこの俺に逆らうのかと腹が立ったので、甲の右腕を傷つけてやろうと思い、甲の右腕目がけて右手に持った短刀を突き出したところ、一瞬、甲と揉み合いになり、運悪く短刀が甲の胸部辺りに深く突き刺さってしまった。

すると甲は、短刀で刺された胸部を両手で押さえながら、ゆっくりと崩れるようにして地面に倒れ込んだが、両手には何も持っていなかったし、倒れた甲の

ジャケットの内ポケットを急いで調べたが何も入っていなかったので、甲が凶器を取り出そうとしたというのは、私の思い違いであることが分かった。

(3) 私は甲を放置したまま、同公園前の路上でタクシーを拾って自宅マンションへ逃げ帰ったが、数時間して自宅へ警察官がやって来て、「甲を刺したのはお前か。」と質問され、逃げ切れないと観念して素直に認めたため、その場で緊急逮捕され、自宅へ持ち帰っていた凶器の短刀も同時に差し押さえられた。

(4) 警察の最初の取調べで私は、X組のB組長から指示されて犯行に及んだこともありのまま話した。

(5) 逮捕後に警察官から、甲は短刀で刺された傷がもとで死亡したことを聞かされた。

3

被疑者Bの供述要旨

(1) 私は暴力団X組の組長をしているが、一年位前にうちの組を破門にした甲が、最近、X組々長を名乗ってX組のシマを荒らしている、即ち、うちの組の縄張り内にあるスナックから用心棒代名目で金を集めているという確かな情報が入ったので、甲にヤキを入れる、つまり甲を痛め付けて金集めを止めさせようと思い、平成一九年一月四日に、X組の若頭補佐Aを組事務所に呼んで事情を説明した上、Aに刃渡り約二〇センチメートルの短刀一丁を渡し、

これで甲を痛め付けろ。

甲は毎週土曜日の夜、行きつけのスナック『Y』で飲んでいるので、店から近くの公園へ呼び出してヤキを入れろ。

ただし、間違っても殺すんじゃないぞ。殺してしまったら、後が面倒になるだけだからな。

と申し付けた。

私としては、甲がX組を恐れて縄張り内での金集めさえ止めれば満足だったので、甲を痛めつける、つまり甲に怪我を負わせる程度で十分と考えてAにこのような指示を出した。

するとAは私の指示を了承し、

分かりました。

と言って、その短刀を受け取って帰った。

(2) その三日後の夜、私の自宅へ警察官が逮捕状を持ってやって来て、私はその場で、Aの甲に対する傷害の共犯者として逮捕された。

(3) Aに短刀で刺された怪我が原因で甲が死亡したことは、逮捕された後、警察官から聞いた。

4

甲の解剖所見

① 左胸部に鋭利な刃物による深さ約二〇センチメートルの、心臓の下方を貫通する刺創一箇所

② 両手のひらに数箇所の切創

が認められ、直接死因は①の刺創による腹腔内失血。

（問題）

(1) 検察官Pは、被疑者A及び同Bを共同被告人として起訴することとしたが、各被疑者について、どのような処理（罪責、罪名・罰条とその理由。ただし、特別法違反を除く。）をすべきか（収集済みの上記各証拠の内容は、いずれも信用できるものとする。）。

(2) 検察官Pが、被疑者A及び同Bを共同被告人として起訴した後の、法定における証拠調べ及び検察官Pの補充捜査の結果、

被告人Aの供述及び、実際はAの犯行の一部始終を目撃していたスナック『Y』のマスター乙の証言等によって、捜査段階におけるAの供述のうち、「矢庭に甲が、着ていたジャケットの内ポケットに右手を突っ込んで、何かを取り出すような格好をした。それを見て私は、甲が内ポケットからナイフか拳銃でも取り出して反撃してくるのではないか、と身の危険を感じ甲の右腕を傷つけてやろうと思い、甲の右腕目がけて右手に持った短刀を突き出したところ、一瞬、甲と揉み合いになり、運悪く短刀が甲の胸部辺りに深く突き刺さってしまった」という部分は虚偽で、「Aが、甲を痛め付けてやるつもりで甲の腹部に抜き身の短刀を突きつけ、『うちの組のシマを荒らしとるらしいな。ヤキを入れてやるから覚悟しろ。』と言ったところ、甲が、『やれるもんならやってみろ。』と啖呵をきったので、Aは、X組幹部であるこの俺に逆らうのかと激昂し、この上は甲を殺害しようと決意し、甲に対し、『死ね。』と怒鳴りながら、右手の短刀を甲の胸部目がけて思いきり突き出して同人の胸部を深く突き刺した事実」

が明らかになった（上記以外の事実については、一切の変更なし。）。

被疑者A及び同Bを起訴するにあたり検察官Pが構成したと想定される当初の訴因を前提に、検察官Pは、裁判所に法の正当な適用を請求し、適切な刑罰権の実現を求めるために、何らかの措置を講じる必要があるか。被告人A及び同Bについて措置の要否、その内容と理由を述べよ。

(3) 捜査段階において、被告人Aが被疑者として、犯行現場であるS公園内で、警察官を甲に見立てて、本件犯行状況を言語と動作で再現してみせた結果を、警察官Kが見分・録取するとともに、写真撮影して書面に作成した実況見分調書が存在したことから、検察官Pが、被告人A及び同Bについて、再現されたとおりの犯罪が行われたことを立証する証拠として、同実況見分調書を取調べ請求した場合、同調書の証拠能力について、どのような問題があるか。

同実況見分調書には、警察官Kの署名・押印はあるが、

被疑者Aの署名・押印はなく、被疑者Aの犯行再現行為を撮影した写真が添付されている。

▼刑事訴訟法 ……松田岳士助教授

次の二つの問いに答えなさい。

問1　次の【設例】をよく読んで、【質問】に答えなさい。

【設例】　Xは、V_1子（当時一四歳）に対し、同女が一八歳に満たない児童であることを知りながら、平成一七年三月一一日頃から同月二二日頃にかけて、前後二回にわたり、豊中市内の路上など二か所において、男性二名（AおよびB）を引き合わせたうえ、同市内二か所において、現金の対償を供与してV_1子と性交させ（公訴事実①）、また、V_2子（当時一六歳）に対しても、同女一八歳に満たない児童であることを知りながら、平成一七年一月一〇日頃から同月三〇日頃にかけて、前後二回にわたり、豊中市内の路上など二か所において、男性二名（CおよびD）を引き合わせたうえ、同市内一か所において、現金の対償を供与してV_2子と性交させ（公訴事実②）、もって、児童買春の周旋をするとともに、一八歳に満たない児童に淫行をさせる行為をした、という児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反、児童福祉法違反の罪により、[*註1]大阪家庭裁判所に起訴された。

同裁判所は、平成一八年七月三〇日の第一回公判期日において、検察官の証拠調べ請求にかかる書証を、弁護人の同意により、すべて取り調べ、即日結審した。裁判所が採用し、取り調べた証拠のうち、V_1子の平成一八年五月二三日付の検察官に対する供述調書の立証趣旨は、「被告人と知り合った状況等」であったが、その供述内容は、主としてX自身によるV_1子との淫行の事実に関するものであった。また、Xの同月三一日付の司法警察職員に対する供述調書の立証趣旨は、「被害少女と知り合った状況、犯行に至る経緯および紹介した売春客及び売春の回数等」であったが、その内容は、主として、V_1子に対するAおよびBの売春の周旋のほか、V_3子およびV_4子の児童買春等の事実、あるいはX自身によるV_2子およびV_3子との淫行の事実であった。

同裁判所は、上記公訴事実につき有罪の認定を行い、被告人に懲役一年二月の実刑判決を言い渡したが、その理由中において、ほぼ上記公訴事実どおりの「（罪となるべき事実）」を認定し、その証拠として、上記供述調書二通も「（証拠の標目）」に掲げるとともに、「（量刑の理由）」として次のように説示した。

「本件は、満一八歳に満たない児童に数回にわたって淫行をさせ、児童買春及び売春を周旋したというものであり、その動機、経緯に汲むべき事情はなく、被告人は、本件児童買春等の周旋に当たって、買春をした者から金員を受領していること、被告人自身も、V_1子およびV_2子らと淫行していたことを自認していること、被告人は、同人の自宅に

おいて満一八歳に満たない児童三名と淫行したとして、青少年健全育成条例違反の罪により平成一四年六月二五日に罰金刑に処せられた身でありながら、再び同人の自宅に満一八歳に満たない児童を出入りさせるようになり、本件犯行に至ったものであることなどを考え合わせると、被告人のこの種事犯に対する規範意識の欠如は顕著であって、その刑事責任は軽視できないものがあるといわなければならない。そこで、当裁判所は、以上のほか、被告人は勤務先での評判は良く、勤務態度にも格別の問題は見当たらないこと、被告人は本件犯行について反省の念を示していることなど、被告人のために酌むべき諸事情も考慮した上、主文のとおりの量刑とした。」

上訴期間の経過による同判決の確定後、Xは、V_1子、V_2子およびV_3子に対する淫行による大阪府青少年健全育成条例違反[*註2]の罪により、起訴された。

＊註1　各公訴事実中のXの児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反と、児童福祉法違反については、それぞれ観念的競合（刑法五四条）の関係にあるものとして、また、各公訴事実中の複数回・複数男性に対する児童買春の周旋、児童福祉法違反の罪については、それぞれ包括して一罪を構成するものとして扱うこと。なお、各罰条の内容は、以下の通りである。

- 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律　第五条　①児童買春の周旋をした者は、三年以下の懲役又は三〇〇万円以下の罰金に処する。
- 児童福祉法　第六〇条　第三四条一項第六号の規定〔児童に淫行をさせる行為の禁止〕に違反した者は、一〇年以下の懲役若しくは三〇〇万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

＊註2　大阪府青少年健全育成条例　第三九条　第二八条の規定〔「青少年に金品その他の財産上の利益、役務若しくは職務を供与し、又はこれらを供与する約束で、当該青少年に対し性行為又はわいせつな行為を行うこと」の禁止〕に違反した者は、六月以下の懲役又は五〇万円以下の罰金に処する。

【質問】　設例中の事実から、手続法上問題となりうる点（設例中において実際に裁判所または当事者により問題とされていると否とを問わない）を公判手続の進行状況に沿って検討し、論じなさい。

問2　次の【設例】をよく読んで、【質問】に答えなさい。

【設例】　Aは、平成一七年三月一九日、大麻取締法違反（不法所持）容疑で逮捕・勾留され、同年三月二九日には同罪により起訴されたが、逮捕中の取調べにおいて、司法巡査Pは、Aに、他に同種事犯に関する情報をもっていないか

尋ねたところ、Aは、「ある友人から、吹田市に住むXという男性が、何らかの禁止薬物を所持しているとのうわさを聞いたことがある」旨供述したため、これをメモに録取するとともに、白紙の供述調書用紙約三枚にAの署名指印を求めてこれをさせ、後日調書を作成した場合には、読み聞けをするためにAのもとに赴く旨告げた。

Pは、平成一七年六月中旬頃、Aから署名指印のみを得ていた白紙の供述調書用紙を利用して、Xの覚せい剤所持を被疑事実とし、X方マンション居室の捜索差押許可状を請求する資料を作成し、これを使用して同許可状の発付を受けようと考え、右用紙にAが、「平成一七年三月九日の午前一〇時頃、豊中市待兼山町○番地×号のA宅において、Xがポリ袋入り覚せい剤一袋を所持しているのを目撃した。」との内容を供述した旨の記載をしたが、その後、Pは、この調書の読み聞けをするためにAのもとに赴いたことはなかった。同警察署防犯課長Qは、平成一七年九月六日、大阪簡易裁判所に対し、「Xは、平成一七年三月九日の午前一〇時頃、豊中市待兼山町○番地×号において、ポリ袋入り覚せい剤一袋を所持した」ことを被疑事実とし、Aの前記供述調書をこの被疑事実を疎明する唯一の資料として、ポリ袋入り覚せい剤一袋を「差し押さえるべき物」とし、X方マンション居室を「捜索すべき場所」とする捜索差押許可状の請求を行なった。これを受けて、同日、同裁判所裁判官により、請求どおりの同令状が発付された。

平成一七年九月七日午前一一時一五分頃、Pらは、同令状に基づいて捜索を行なうためにX方マンションに赴いたが、Xが外出中であったため、たまたま現場に居たBを立会人として捜索が行なわれた。午前一一時四〇分頃、書斎の机の施錠された引き出しの中から紙片包み白色結晶二包が、また、同室の押入れの中から注射針一本と紙片包みの白色結晶一包が、それぞれ発見された。これらの白色結晶は覚せい剤と思料されたが、立ち会っていたBには処分権限がなく、同人から任意提出を受けることもできないと判断されたため、Qは、新たに、差し押さえるべき物を、「(1)紙片包み白色結晶三包、(2)注射針一本」とした差押許可状の発付を受け、同日午後六時頃、これらを差し押さえた。

平成一七年九月八日、警察署長から警察科学捜査研究所長に対して、紙片包み白色結晶三包について鑑定の嘱託がなされ、鑑定の結果、これらの白色結晶はいずれもフェニルメチルアミノプロパンの塩酸塩であることが明らかとなった。Qは、平成一七年九月八日、大阪簡易裁判所に対し、前記覚せい剤、その差押調書、前記鑑定嘱託書、同鑑定書等を主要な疎明資料として、「Xは平成一七年九月七日午前一一時四〇分頃、自宅において覚せい剤一・二五グラムをみだりに所持していた」との被疑事実により、Xの

逮捕状を請求し、同月八日同裁判所裁判官からその発付を得た。Xはこれにより同月九日に逮捕され、同月一一日に勾留された。

同逮捕・勾留中の取調べにおいて、Xは、被疑事実を認める供述を行った。また、Qらは、X宅書斎から注射針が発見され、また、いずれにしても、覚せい剤所持の被疑者には、通常、その使用が疑われることから尿検査も慣行的に行っていたため、Xに対して尿の提出を求めたところ、Xは素直にこれに応じ、指定の容器に排泄した尿を提出した。これについても嘱託に基づく鑑定が行われた結果、尿中から覚せい剤成分が検出され、また、その後の取調べにおいて、Xは覚せい剤の使用の事実についてもこれを認める供述を行った。

平成一七年九月二〇日、Xは、覚せい剤の不法所持および自己使用により起訴された。公判廷においても、Xは、これらの事実を認める陳述および供述を行った。また、検察官の証拠の取調べ請求にかかる覚せい剤の差押調書・鑑定書、尿の鑑定書、Xの検察官および司法警察員に対して覚せい剤の不法所持および自己使用の事実を認める内容の供述調書等の書面にもすべて同意し、押収された覚せい剤、注射針等の証拠物の取調べにも「異議なし」の意見を述べた。

【質問】 設例中の事実から、本件覚せい剤不法所持および自己使用の事実の立証および認定にあたって、手続法上問題となりうる点を指摘し、論じなさい。

▼法曹倫理 ……南川博茂教授

第1問【民事】

次の事実その1～3を順次読み進めて、小問(1)～(3)に対して解答しなさい。

事実その1

AB両名の息子Cは、一年ほど前から頭痛やめまいを訴えて、医療法人Dが経営する病院に通院し、内科医Eが治療に当たっていた。Eは、Cの症状が、いわゆる偏頭痛でないかと考えて、内服薬などの処方をしていた。

しかし、Cの症状が好転しないため、Eは、同じ病院の脳神経外科の診察を勧め、Cが頭部CTスキャン（※1）などの検査を受けたところ脳腫瘍であることが判明した。Cは、脳腫瘍の摘出手術を受けたが、重度の後遺症が残存している。ABは、Cに後遺症が残存したのは、脳腫瘍の診断が遅れたことが原因であると考え、弁護士Xに相談した。相談の結果、DEに対して損害賠償請求訴訟を提起することになった。

※1 「CT」とは、Computed tomography、コンピュータ断層撮影（法）を指称する。

小問(1)

この段階で、弁護士Xが依頼を受けるとして、職務基本

規程第二二条、第二九条一項、第三六条を遵守する上で、ABに確認しておくべきCに関する情報は何か。簡単な理由を付して、確認すべき情報を二つ挙げなさい。

事実その2（事実その1から続いている）

弁護士Xは、医療法人Dのみを被告として損害賠償請求の訴訟を提起した。しかし、Dの依頼を受けた弁護士Yは、CT写真上では腫瘍が大きいかどうかは断定できないし、腫瘍の大きさと後遺症の発症、程度とは相関関係がない、Cが通院を開始した時点で頭部CTスキャン検査を実施しても、後遺症の発症を回避できたか証明できていない等の理由を列挙し、被告Dに責任はないとの主張を粘り強く展開した。

裁判は、膠着状態に陥り、Aは、裁判が一向に進展しないことに不信感を持ち、弁護士Xから事前の了解を取ることなく、弁護士会が主催している法律相談会に赴いた。

小問(2)

Aは、法律相談会で、弁護士Yの反論を踏まえて相談担当の弁護士Pに状況を説明し、アドバイスを求めた。弁護士Pは、腫瘍の大きさなどはCT写真等やカルテ等を見ていないので即断はできない、しかし、放射線療法や化学療法を併用しなかったのは、EやDに問題があるのではないかと考えた。また、実際に担当している弁護士Xが、この治療法の併用の問題について気が付いていないのではないかとの疑念を持った。

あなたが弁護士Pとして、職務基本規程第七二条を考慮すると、どのような表現でアドバイスをしますか。アドバイスの内容を具体的に記載し（アドバイスの趣旨）、なぜそのような表現をとるのか説明を加えなさい（アドバイスの理由）。

事実その3（事実その2から続いている）

裁判所からの和解勧告もあって、原告と医療法人Dの間で、Dが解決金一〇〇〇万円を支払うことで裁判上の和解が成立した。和解が成立する前に、原告と弁護士Xとの間で成功報酬について協議がされ、原告は合計一〇〇万円の成功報酬を支払う、被告として当事者に入っていないEに対する損害賠償請求債権を弁護士Xへ譲渡し、弁護士XがEに対して権利を行使し、弁護士Xが取り立てた金銭はすべて弁護士Xの報酬に充てるとの約束になった。

小問(3)

Dが和解金を原告に支払った後に、弁護士Xは、Eに損害賠償請求債権の譲受人として一〇〇〇万円を請求した。弁護士Xの行為は職務基本規程第何条に違反すると考えるか。まず職務基本規程を指摘した上で、その理由を簡単に説明しなさい。

第2問【刑事】

次の二つのケースにおいて、弁護士Yに課せられる弁護士

法・弁護士職務基本規程上の各種義務を明らかにするとともに、それらの義務に照らして、どのような行動を取るべきかを論じなさい。

小問(1)　本小問では、捜査段階の弁護活動について論じなさい。

被疑者Aは、自動車整備工場を経営する有限会社Pの代表取締役であるが、出勤途上の午前八時ころ地下鉄御堂筋線の車内で痴漢行為をしたとして、大阪府迷惑行為等防止条例（参照条文※2）第六条一号違反で逮捕された。その日の午後、当番弁護士として接見した弁護士Yに「私は何もしていません。天地神明に誓って無罪です。ギュウギュウ詰めの車内で、大学生風の背の低い女の子にいきなり『痴漢！』って言われて、左手を掴まれ、なんぱ駅のホームに引っ張り出されて、警察へ行こうって言われました。でも、自分は何もしてないし、事情を話せば分かってもらえると思い、駅長室まで一緒に行きました。すると、被害者の女の子とは引き離されるし、周りにいた駅員は私の弁解を全く聞いてくれません。五分も経たない内に、警察署に連れて行かれて、いきなり逮捕されてしまいました。」「これは明らかに冤罪です。刑事は痴漢をしたと認め、被害者と示談すれば、罰金で済むというのですが、私は絶対に認めたくありません。何もしていないのですから。弁護士費用については、有限会社Pの営業を担当している専務取締役のQ（被疑者の弟）に連絡を取って、話をしてください。」と述べた。

Aの要請に従い、弟Qに連絡したところ、弟Qは、「弁護士費用は私が支払います。でも、こんな場合、さっさと認めて、被害者と示談すれば、略式命令で罰金ですむんでしょう。長い間勾留されて、起訴されたら、三ヶ月も半年も出てこられないんでしょう。そんなことになったら、会社は倒産してしまいます。会社の決算も控えているし、会社の資金繰りは兄貴にしかわかりません。来週には銀行との交渉も必要となる大事な取引が待っているのですから。何とか兄貴を説得して、一日でも早く出てこられるようにしてください。」と述べた。

小問(2)　本小問では、国選弁護士としての地位に留まるかどうかも含めて論じなさい。

被告人Bは、帰宅途上の午後一一時頃、地下鉄御堂筋線の動物園前駅で下車し、近くの公衆トイレに立ち寄り、公衆トイレを出た。すると、突然、私服の刑事二人に呼び止められ、「職務質問だ。鞄の中を見せなさい。」と言われた。言われるがまま、鞄の中身を出したところ、化粧ポーチの中から、覚せい剤のような結晶〇・三グラムがラップに包まれた状態で発見された。

被告人Bは、直ちに警察署に連行され、簡易鑑定の結果、ラップに包まれた結晶は覚せい剤であることが判明した。

しかし、被告人Bの尿からは覚せい剤反応は出なかった。

被告人Bは、次のように弁解していた。

「私は、公衆トイレに入った後、洗面台で手を洗っていたら、鏡の前に小さな化粧ポーチが置き忘れられていたため、これを持ち帰り、明日にでも交番に届けようと思って、持っていた鞄の中に入れて、公衆トイレを出たのです。すると、突然、刑事に取り囲まれ、所持品検査を受けて、覚せい剤が出てきたんです。化粧ポーチの中に覚せい剤があるなんて、全く知りませんでした。」

しかし、被告人Bは、覚せい剤取締法（参照条文※3）違反「覚せい剤所持」で起訴され、国選弁護人として弁護士Yが選任された。

第一回公判では、被告人Bは起訴事実を否認し、弁護士Yも「被告人には覚せい剤所持の故意がなく、無罪。」と主張した。検察側証拠のほとんどを同意不同意留保とした。次回公判以降をどのようにすべきか打ち合わせのため、拘置所で接見したところ、被告人Bは、次のように告白した。

「先生、実は、私、本当はあのとき売人から覚せい剤を買ったんです。知り合いから貰ったプリペイド式の携帯電話で注文して、動物園前駅の公衆トイレで受け渡しすることになったんです。その携帯電話は捨ててしまいましたし、代金は予め指定された口座に振り込んでおきました。架空名義の口座らしいんですけど。でも、今回、全く使用しないうちに逮捕されたので、尿から反応が出なかったのは当たり前なんですが、覚せい剤を所持していたことは間違いありません。でも、私が自白しなければ、大丈夫ですよね。先生、何とか無罪を勝ち取ってくださいよ。」

参照条文（省略）

※2　大阪府公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例

※3　覚せい剤取締法

第3問【弁護士法】

①～⑧の記述の正誤（○×）を記し、誤っているものについては、関係するべき弁護士法の正しい条文を示せ。

①　弁護士又は弁護士法人について、弁護士法五六条の事由があるとして懲戒の請求をするには、対象とされる弁護士又は弁護士法人との間に具体的な利害関係があることが必要である。

②　弁護士又は弁護士法人に対する懲戒の請求をするには、非行とされるべき行為との関係で時間的な制約がある。

③　弁護士又は弁護士法人の懲戒は、その所属する弁護士会が行なうものであって、所属弁護士会での綱紀委員会と懲戒委員会の手続を経ることなく、日本弁護士連合会から直接の懲戒を受けることはない。

④　弁護士又は弁護士法人の懲戒の処分があったときは、所属弁護士会は、最も軽い処分の戒告であっても、その

内容を官報に公告し、周知方の措置をとる。

⑤　弁護士又は弁護士法人について懲戒の請求をした者は、所属弁護士会が(i)懲戒しない旨の決定をしたとき、(ii)懲戒の処分をしてもそれが軽いと考えたとき、または、(iii)相当の期間内に懲戒の手続を終えないときは、日本弁護士連合会に異議を申し立てることができる。

⑥　弁護士法五六条の規定により懲戒の処分を受けた弁護士又は弁護士法人は、その所属する弁護士会所在地を管轄する地方裁判所にその取消しの訴えを提起することができる。

⑦　日本弁護士連合会の綱紀審査会の委員は、弁護士、裁判官、検察官及び学識経験のある者の中から日本弁護士連合会の会長が委嘱する。

⑧　日本弁護士連合会の綱紀審査会の議決の効力は、検察審査会の議決の効力と同様であって、日本弁護士連合会を拘束することはない。

▼裁判実務基礎（刑事）　……水谷規男教授

【事例】　※以下、年号は全て平成一八年とする。

1　捜査の端緒

九月一九日午前八時、A電鉄b駅の駅長室に、女子高生二名（V子及びW子と判明）が、甲男を伴ってやって来た。応対した駅員に対し、V子は、甲男から電車内で痴漢の被害に遭った旨申告した。駅員が甲男から事実を確認しようとした時に、甲男は、「急用がある」と言い残して駅長室から出て立ち去ろうとした。甲男は、駅長室前の通路において、追いすがる駅員を振り切って逃走しようとしたが、たまたま通りかかった乗客の某男が駅員に協力して甲男を羽交い締めにして捕まえたので、甲男はおとなしくなり、駅長室に入った。午前八時四〇分、通報を受けて乙県警警察官が駆けつけ、V子及び甲男から事情を聞いた上で、甲男を強制わいせつ罪で緊急逮捕した。駅長室に戻ってから警察官が来るまでの間、甲男は観念した様子で椅子に座っており、同室内にいる駅員やV子に対して不平を述べるなどの言動はなかった。

同日、V子は、乙県警警察官に対し、次のように供述するとともに、甲男を強制わいせつの事実で告訴する旨述べたので、警察官は、告訴調書（別添①）を作成した。

2　V子の供述要旨（九月一九日）

私は、U女子高校の二年生で、A電鉄a駅からb駅まで電車で通学している。今朝も通学のため、いつものように午前七時三五分a駅発c駅行きの快速電車に乗った。この電車は、a駅を出るとb駅まで一〇分ほどノンストップで、通勤・通学ラッシュで車内は満員に近い。今日も同じで、私は、入り口を入って少し奥に進んだ位置で立っていたが、周りに立っている人たちと身体が押し付けられ合う状態だった。

a駅を出て間もなく、私は、右腰の辺りにかばんが強く押し付けられているのを感じた。顔を動かすことはできる状態

だったので、そちらを見ると、私の右斜め後ろに見覚えのある三〇歳代の男（後に甲男と判明）が立っていることに気付いた。その男とは、これまでに何度か電車で近くに乗り合わせたことがあり、露骨に触られたりしたわけではないが、じろじろ見られたり、わざとかどうかしらないが、かばんを身体に押し付けられたりしたことが何度かあった。今日もその男からかばんを押し付けられていた。私は止めてほしいと思ったが、満員電車だし仕方ないかと思い何も言わずに我慢していたら、その後、私の制服のスカートの後ろの部分がまくり上げられる感触があり、更に下着の上から、私の右腰の辺りやお尻を手でなで回された。私は突然そのようなことをされてびっくりしてしまい、「痴漢や。どうしよう。このままだともっと触られるかもしれない」と思うと、胸がドキンドキンとし始めた。私は、「止めて。」と言おうとしたが、怖いのと恥ずかしいのとで声が出なかった。すると、その手は私の下着の中に入ってきて、お尻を直接触り、更に私の右腰の辺りを通って前の方に伸びてきた。

私は、誰か私が痴漢の被害にあっていることに気付いて助けてくれないかと祈るような気持ちで周りを見ると、偶然、私の右斜め前方の五、六人くらい向こうに、同級生のW子が乗っていることに気付いた。私がW子を見ていると、目が合ったので、私は必死で目で「助けて」という合図を送った。すると、W子は、私の様子がおかしいことに気付いてくれたようで、私の周りにいる人を見ていた。

その時、電車がb駅に停車した。すると、私を触っていた手は動きを止めて私から離れた。扉が開き、乗客が次々とホームに降りていくと、甲男も一緒に何食わぬ顔で降りていこうとした。私は、このままでは痴漢の犯人を逃がしてしまうと思い、ホームに降りたところで勇気を出して、甲男の後ろから、「ひどいじゃないですか。」と声をかけた。すると、甲男は振り返り、「えっ」とびっくりしたような表情をした。そこにW子もやってきて、甲男に「あんた触ったんやろ。」と言ってくれたので、私は心強く思い、私は甲男に「駅員さんのところに行こう。」と言うと、甲男は、「何にもしてないよ、俺。」などと言ったが、私とW子とで甲男を両側から挟むようにして駅長室の方向に行くよう促すと、特に抵抗はせずについてきた。ところが、駅長室に入り、駅員さんが事情を聞こうとすると、甲男は、突然逃げ出した。何にもやましくないなら駅長室から逃げる必要はないし、ひどいと思う。

3　W子の供述要旨（九月一九日）

私は、V子とU女子高校の同級生である。今日は、たまたま同じ車両にV子と乗り合わせた。V子が乗っていることを最初は知らなかったが、b駅につく少し前にふと左前方を見ると、五、六人向こうにV子が乗っていた。「お早う。」と言おうとしたら、V子が目で何か訴えているのに気付いた。V子の必死な様子から、私はすぐに「痴漢だ」と思い、誰がし

ているのか周りを見たら、V子の後ろには二、三人の会社員風の男性が乗っていた。その中のV子の右後ろに立っている男（後に甲男と判明）が少しV子と接近し過ぎているように見えた。b駅に電車がつき、V子や甲男もホームに降りた。私は少し遅れて降りてV子の側に行くと、V子は甲男と言い合いになっていた。私は、V子の味方になって痴漢の犯人を捕まえてやろうと思い、甲男に、「あんた触ったんやろ」と言ってやった。

その後、V子や甲男と一緒に駅長室に行ったら、甲男は急にそわそわし始めて逃げ出した。

4　甲男の逮捕時の弁解要旨（九月一九日）

全然知らない。何もやっていない。

5　甲男の逮捕後の供述要旨（九月二〇日）

私は、現在三五歳で、昨年、a駅からバスで一五分くらいのところにある住宅街に念願のマイホーム（一軒家）を三五年ローンで購入し、妻と子供二人と共に暮らしている。

仕事は、加工食品の卸売りをしている株式会社丙食品（従業員九〇名）の営業係長をしている。小売店を回って顧客のつなぎ止めと新規開拓が主な仕事で、社内勤務と得意先回りが半々である。県外出張も月に一、二度あり、今月末も大口の得意先である戊スーパーとの商談のため、丁県に出張予定が入っている。この商談は、我が社の新規主力商品を売り込むための重要なもので、営業係長である私が直接先方に会って説明することが絶対に必要であり、私が行かなければ話は潰れ、我が社に大きな損失が出ることは間違いない。

昨日朝は、通勤のため、いつもと同じ電車にa駅から乗車し、丙食品の最寄り駅であるb駅で降りたところ、ホームで急に女子高生に呼び止められ、「ひどいじゃないですか。」と言われた。何のことかわからないで返事ができないでいると、別の女子高生もやってきて、「あんた触ったんやろ。」と言ってきたので、痴漢と間違えられたと思った。女子高生たちが、「駅員さんのところに行こう。」と言うので、こんなところで言い合いをするよりも駅員の前できちんと説明をして自分が痴漢の犯人ではないとわかってもらおうと思い、一緒に駅長室に行った。駅員が私に何か話しかけてきたが、そのときに時計を見ると、午前八時前になっており、その日は午前八時三〇分から社内ミーティングがあることを思い出し、このままでは遅れると思い、焦ってしまった。駅長室から勝手に出たのは悪かったが、重要な打合せだったので、遅れると困ると思ってせっぱ詰まった気持ちから咄嗟に行動してしまったもので、やましくて逃げようとしたわけでは決してない。

女子高生に痴漢行為をしたということで逮捕されたが、全く身に覚えがない。

6　事件送致

甲男は、九月二一日午前七時三〇分、乙地方検察庁に身柄付きで送致され、同地方検察庁検察官から弁解録取を受けた。

その際、「V子と同じ車両に乗っていたのは間違いないが、触ってはいない。」旨述べて事実を否認したので、検察官は、その旨の弁解録取書を作成した。

7　被疑者の勾留請求

甲男は、九月二一日午前一〇時、乙地方裁判所に勾留請求された。

勾留請求書記載の被疑事実の要旨は、「甲男は、九月一九日午前七時三五分ころから同七時四五分ころまでの間、A電鉄a駅からb駅までをc駅方面に向かい走行中の快速電車内において、乗客のV子（当一七年）に対し、同女のスカートを捲り上げてその臀部等を下着の上から手でなで回し、更に同女の下着の中に手を差し入れ、臀部や右腰部等を手でなで触るなどし、もって、強いてわいせつな行為をした。」というものである。

乙地方裁判所裁判官は、勾留質問の手続を行ったところ、その際、甲男は、被疑事件につき、検察官に対する弁解録取の際と同様の陳述をした。

【設問1】

あなたが勾留請求事件を担当する乙地方裁判所裁判官だとして、甲男を勾留すべきか否かについてどう考えるか。勾留の実体的、手続的要件を踏まえつつ、本件事例中の事実を摘示して論じなさい。

【設問2】

仮に設問1で九月二一日に勾留の判断が出たとする。弁護士であるあなたは、同日、甲男の弁護人に選任され、初回接見を行い、その際、甲男から上記被疑者供述の概要に相当する内容を聴取した。あなたは、甲男の弁護人としてほかにどのような事実関係を聴き取りたいと考えるか。捜査に対してどのような弁護方針を策定するか。また、具体的にどのような活動を行うか、被疑者に対するアドバイス内容を含めて論じなさい。

【設問3】

あなたが本件の主任検察官として捜査を行うことになった。V子を取り調べるにあたり、どのような点に留意するか。また、来るべき公判を睨んで同人の供述調書を作成する場合、どのような内容を盛り込むべきか。本件に即して具体的に述べよ。

【事例（続き）】

その後所要の捜査が遂げられ、一〇月一〇日、甲男は、強制わいせつ罪により乙地方裁判所に公訴提起され（公訴事実の要旨は、上記被疑事実の要旨に同じ）、第1回公判期日が一一月二〇日に指定された。

【設問4】

本件の公判を担当する乙地方検察庁検察官が、検察官請求証拠を弁護人に開示したところ、一一月一〇日、弁護人から、公訴事実については犯人性を争い、検察官請求証拠のうちV

子の供述調書について不同意とする見込みである旨の連絡があった。そこで、検察官は、第1回公判期日においてV子の証人尋問を請求することとし、事前にV子に証人出廷の依頼をするために連絡を取ったところ、V子は、「みんなの前で話をしたくないし、思い出したくないから、法廷には行きたくない。それに、一二月二二日までは毎日午後三時まで授業があり、休みを取るのは難しい。」と言って出廷を渋っている。あなたが公判担当検察官だとして、どうすべきか。

【事例（続き）】

第1回公判期日において、検察官から以下の書証が請求された。

1　V子の告訴調書（立証趣旨　告訴の存在）別添①（省略）

2　V子立会の実況見分調書（立証趣旨　被害再現状況）別添②（省略）

【設問5】

1の告訴調書について、弁護人から不同意であるとの意見が述べられた。裁判所においてその趣旨を確認したところ、犯人の特定に関する記載があり、証拠にされては困るとのことであった。裁判所としては上記告訴調書の証拠採否についてどのように考え、訴訟指揮すべきか。

【設問6】

2の実況見分調書について、弁護人から証拠とすることに同意しない旨の意見が出された。裁判所は証拠採用できるか。書証の具体的内容を踏まえて論じなさい（当事者による何らかの立証がなされれば証拠として採用できると考える場合にはその点も含めて論じること。）。

▼公法5　……棟居快行教授

問1　次の①～④のそれぞれにつき、a～cから最も適切なものを一つ選べ。答案用紙に次のような解答欄を作成して記入すること。① a　② b　③ c　④ a

① a在留外国人の地方選挙権につき平成七年最高裁判決は許容説をとり、選挙権を確認する判決を下した。b「許容説」といえども条例による付与は認めていない。c東京都管理職昇進事件で最高裁は、外国人による公権力行使につき許容説を採用した。

② a公道上の監視カメラが録画機能を有していない場合プライバシー侵害の問題は生じない。b「顔」がプライバシー保護の対象となるのかは『石に泳ぐ魚』事件でも争点の一つであった。c判例は情報公開制度の個人情報保護制度への転用を否定している。

③ a殉職自衛官合祀判決は、私人間の紛争を前提として個人の宗教的人格権の法益性を否定した。b下級審は教育公務員の教育現場における思想の自由を一切否定している。c内申書の本人開示請求の憲法上の根拠は、知る権利と学習権である。

④　a企業の先端的研究は営業活動であるから、法律により事前許可制の下に置かれている。b先端的研究はわいせつ表現と同様に道徳的制約に服すべきであるという理由から、通説は人クローン胚の禁止を合憲とする。c明白かつ現在の危険の法理を先端的研究に適用するやり方は、一義的に確立されているとは言い難い。

問2　次のA、Bの双方に解答せよ。

A　いわゆる剣道受講拒否事件で、Xの信教の自由の侵害との主張に対してY公立高専側は次のように反論していた。(1)退学処分を受けたXの言い分に従って剣道以外の代替措置での単位付与を認めると、公立学校として憲法上要請される「宗教的中立性」に反する。(2)受講拒否の理由が真剣な信仰心か、それとも単なる怠学の口実かを区別するためには、X個人の内面にY高専が深く立ち入る必要が生じ、かえってXの信教の自由を侵害することとなる。以上のYの反論を検討せよ。

B　いわゆるモデル小説につき、「実在の人物の行動や性格が小説の主題に沿って取捨選択ないし変容され、一般読者に小説全体が作者の芸術的想像力の生み出した創作であってフィクションであると受け取らせるに至っている場合には、プライバシー侵害の問題は生じない」（『名もなき道を』事件東京地判をやや改変）とする見解がある。同見解を表現の自由とプライバシー権の関係という観点から検討せよ。

▼地方自治法　……村上武則教授

次の二問のうち一問を選択して解答せよ

（問1）　条例に関する以下の問題について考察せよ。

徳島市公安条例事件最高裁判決（最大判昭和五〇年九月一〇日刑集二九巻八号四八九頁）と高知市普通河川管理条例最高裁判決（最判昭和五三年一二月二一日民集三二巻九号一七二三頁）を対比しつつ、法律と条令との関係について論じてみよ。その際、平成一一年の地方自治法改正が条例の違法性の判断に変容を及ぼしているかどうかの視点を加えて考察してみよ。

（問2）　財政自治権について

下記の参考条文を見て、以下の問いに答えてみよ。

(1)　宝塚市パチンコ店規制条例事件における最高裁判決（最判平成一四年七月九日民集五六巻六号一一三四頁）の内容について、特に「法律上の争訟」に関して論ぜよ。

(2)　許可制度と同意制度はどのような法的性質を持つものなのか、地方税法の変遷を例に考察してみよ。特にそれぞれの法的性質に関する考察が救済法理論にどのような影響をあたえるのかに関連して述べよ。

(3)　A地方公共団体が、法定外普通税条例を制定し、総務大臣に協議を求めたところ、総務大臣は同意しない。これに対して、A地方公共団体としては、どのような争訟

手続で争うことができるか論じてみよ。その際、上記(1)における最高裁判決の意義と限界に触れつつ考察してみよ。さらに(2)の許可制度と同意制度の法的性質についても触れながら考察してみよ。さらに客観訴訟と主観訴訟のそれぞれの意義についても触れつつ論じてみよ。

【参考条文】 省略

地方税法

地方自治法

▼民法6 ……吉田光碩教授

下記の文章は最判昭四〇・一二・一七民集一九―九―二一五九の一審におけるXYZの主張（①）と上告審の判断（②）を記述したものである（一部修正）（省略）。これに関して、下の問題につき検討を加えなさい。

1　上告審では判断の前提となっているが、建物乙の譲渡がなぜ土地甲の賃借権の譲渡または転貸に当たるのか。

2　上告審の判示事項ではないが、Xが予備的に主張するように、賃借人が小規模な法人で、私的整理により経営陣がまったく入れ替わって、実質的には営業権がスポンサー企業に移転してしまったような場合、無断譲渡として契約解除事由になるか。

3　本判決の事案では無断譲渡・転貸に当たらないとされたが、Yが弁済期にZに対する債務の弁済をしていなかった場合は、無断譲渡または転貸とされるべきか。

4　本判決の事案とは異なり、もし譲渡担保権者のZがYから建物乙の占有移転を受け、自ら建物乙の使用・収益をしていたような場合は、無断譲渡・転貸と認定できるか。

▼民法7 ……小杉茂雄教授

【事実の概要】

平成一二年二月五日、被相続人Aが死亡したことにより、妻B、長男C、三男E、長女F、亡次男Dの子G、H（相続開始時、未成年）が相続人、代襲相続人となった。なお、上記六名以外には、相続人、代襲相続人はいない。

亡次男Dの妻Iが、相続開始時成年であったGの任意代理人並びに未成年者Hの親権者（法定代理人）として、Aの遺産分割協議に参加し、遺産のうち、合計で一億円相当の現預金、株式は、すべて妻Bが取得することとし、一億円相当の価値がある亡Aの居住不動産（本件不動産）は、長男Cが単独取得し、G及びHは、Aの遺産を取得しないことなどを骨子とする、遺産分割協議を行い、その旨の遺産分割協議書が作成された。

Cは、上記遺産分割協議書作成で、Aの遺産分割協議は終わったと考えているが、E及びFは、Aの遺産分割協議は、まだできておらず、上記遺産分割協議書が作成されたのは、相続税申告期限がせまっていたので、税理士のアドバイスで、とりあえず、上記の内容で協議ができたということにして、

それに基づき相続税の納付をし、その後、時間切れとなっている、遺産分割協議を再開しようということであったにもかかわらず、Cは、遺産分割協議は、すでに分割協議書の内容で終わっている、と主張して、話し合いを再開しない、と憤慨している。

E及びFは、本件不動産は、Cの単独所有ではない、と争い、Bの取得についても、場合によっては争うつもりでいる。

また、G及びHは、Bの取得に文句はないが、Cが、本件不動産を単独所有することは認めがたい、と言っている。

そこで、Cは、機先を制する意味で、E、F、G及びHを被告として、本件不動産の所有権確認の訴えを提起した。

問1　E、Fの相続税申告のための便宜上の遺産分割協議書であるとの主張の真偽は別にして、G、Hは、E、Fの上記主張以外の理由で、上記遺産分割協議の無効を主張できるか否かについて、法的にできるだけ詳しく論じなさい。（もちろん、Cの所有権確認訴訟には、確認の利益が認められるものとし、また、I自身には、その意思表示等に、いずれも要素の錯誤はなかったものとする。）

【設例】

共同相続人（被相続人の成年の子一人（乙）と未成年の子一人（丙）と妻（甲）が共同相続人）の一人である子（丙）の親権者（被相続人の妻甲）が家庭裁判所に相続放棄をし、そのあとすぐに、他の共同相続人のひとりである未成年の子（丙）を代理して、家庭裁判所に相続放棄したという事案について

「相続の放棄は、本来単独行為ではあるが、他の共同相続分を増加させる効果をもち、共同相続人の一人が他の共同相続人の一人の親権者として相続の放棄をすることは、たとえその親権者が自らも相続放棄をし、そのあと未成年の子が相続放棄をするときであっても、利益相反行為にあたり、未成年の子の追認がないかぎり無効である」との主張がなされている。

問2　上記主張の当否について、論じなさい。

▼**商法3**　……山下眞弘教授

下記の全ての問いに対して、簡潔に解答しなさい。

(1)　AはYの承諾を得て、Y名義で約束手形を数回にわたり振り出してきた。この約束手形を取得したXは、①Yに対して手形金の支払いを請求できるか。②Aに対してはどうか。

(2)　A振出の約束手形は受取人BからCに裏書譲渡され、Aが手形の回収をせずに所持人Cにその手形金を支払った場合に、①支払っても手形の回収がない限り、手形債務は消滅しないとしたらどのような問題が生じるか。また、②手形債務が消滅するとした場合には、第三者の立場はどうなるか。

(3) 以下の八つの各記述について、正しいものには○を付け、誤りの場合は×を付けたうえで理由を付して正しなさい。

① 被偽造者の氏名が振出人欄に記載されている場合には、手形の文言性により、被偽造者は手形法上の責任を負う。

② 判例によれば、受取人の資金融通のために振り出されたものであることを知りながらXがこの手形を取得した場合には、振出人はXの手形金請求を拒むことができる。

③ 約束手形の所持人と裏書人との間で支払猶予の特約がされた場合、判例によれば、所持人の裏書人に対する手形上の請求権の消滅時効の起算点は、手形記載の満期の時である。

④ 手形保証人も保証人であるから、民法上の催告の抗弁権や検索の抗弁権を有し、また複数の手形保証人が存在する場合には、各手形保証人は分別の利益を有する。

⑤ 満期における支払いについて、約束手形の所持人が無権利者であることを振出人が容易に知りうるときは、支払っても悪意または重過失があるとして免責されない。

⑥ 手形法一〇条の適用範囲について、通説・判例は、未補充の白地手形の取得者に対してだけ適用があるとしている。

⑦ 除権決定の前後にかかわらず、喪失手形を善意・無過失で取得した者は、善意取得制度によって保護される。

⑧ 利得償還請求権は、すべての手形上の債務者に対する権利が消滅しただけで発生するというのが判例の立場である。

▼民事回収法2 ……藤本利一助教授

以下の各問いにすべてに答えなさい。

Ⅰ 【別紙資料】（省略）の設例を読み、以下の問いに答えなさい。

(1) 破産管財人Xは、I社に対して、どのような義務を負うといえるか。

(2) 設例において、Xは、「本件充当合意」により小問(1)の義務に違反したとして、I社に対して、損害賠償責任を負わなければならないか、論じなさい。

(3) 設例において、I社は、「本件充当合意」により、破産財団が破産手続開始決定後の賃料支払い等を免れ、その結果、敷金返還請求権が消滅したとして、Xに対し、不当利得返還請求訴訟を提起した。裁判所はI社の請求につきどのような判断をなすべきか、論じなさい。

Ⅱ 破産債務者が、破産手続中、自由財産の中から、特定の破産債権者に対して任意の弁済をすることは許されるか、論じなさい。

▼法理学 ……中山竜一教授

次の三問のなかから二問を選択し、答えなさい。

(1) 法の解釈は裁判官の主観の反映に過ぎないのか、あるいは、客観的なものであり得るのか、伝統的な解釈技法

や内外における議論の蓄積を前提に、諸君の見解を述べなさい。

(2) 法実務において正義が問題となるとすれば、それはどのような場合であり、どのような意味においてであるか。具体的な事例をあげて、詳しく論じなさい。

(3) 権利・義務・責任といった概念の法的な使用と日常的な社会通念が衝突するような場合は考えられるか。具体例に即して詳しく説明した上で、それに対する解決策を考えなさい。

▼比較法史 ……三阪佳弘教授

講義で取り上げたテーマ毎の分析手法を参考にして、次の(1)と(2)の二問のうちいずれか一問を選択して論じなさい。

(1) 一九世紀後半期日本において、近世以来の法・法制度的基盤の上に西欧型近代法の「選択的」継受が行われた。この時期継受された具体的な法制度をとりあげて、当時の日本の歴史的前提のなかで、どのように「選択的」継受がなされたのかを論じなさい。

(2) 二〇世紀（日本では大正期以降）の資本主義の展開とそれによる社会変動のなかで、欧米と同様に、一九世紀的な法のあり方に対して対応が迫られる（「市民法の変容」。あるいは「現代法の展開」）。この過程で、日本においては、一九世紀後半期と同様に、西欧の法制度を参考にしながらも、同時に、西欧型近代法観念との対抗の中で、日本独自の法観念、法伝統、法文化といったものを改めて「発見」し、そうして「再発見」された「伝統的法観念」を基準として西欧型法観念・法制度を取捨選択しながら、社会変動に対応した法制度改革を行った。この時期の具体的な法制度をとりあげて、西欧型法観念と「伝統的法観念」との対抗の中でのこの時期の法制度改革について論じなさい。

▼法社会学 ……福井康太助教授

つぎの二問の選択問題のうちの一つを選んで回答しなさい。

【選択問題1】 医療紛争処理における弁護士に期待される役割について論じなさい。その際、医療紛争の特色を踏まえて、紛争解決交渉、調停・仲裁等のＡＤＲ、そして訴訟といった紛争解決手段をどのように用いるべきかについて十分に論ずること。なお、病院側代理人と、患者・家族側代理人の場合を区別して弁護士の役割を論ずること。

【選択問題2】 佐藤彰一「西荻プラットホーム転落事故事件」（法政法科大学院紀要第二巻一号二〇〇六年四月［四一―五〇頁］）（省略）を読んで、弁護士の果たすべき役割について論評しなさい。その際、原告側代理人と被告側代理人の双方の立場を踏まえ、より望ましい対処が可能であったかどうか、可能であったとすれば、どのようなことを行えばよかったかについて、持論を展開すること。

【出題の趣旨】

法社会学では、弁護士が身につけておくべき紛争への対処方法について、とりわけ裁判外紛争解決に重心を置いて議論してきた。選択問題1は、医療紛争処理があらゆる紛争解決手段を用いて行う紛争処理の総合問題であることから、そこでの弁護士の役割について問うている。選択問題2は、法政大学法科大学院法律事務所リエゾンが担当した、知的障害者を被告とする損害賠償事件について論評を求める出題である。本件のように知的障害者を弁護する場合、弁護士は、知的障害者を取り巻く偏見の問題や、紛争の特殊性に応じた対応のあり方の問題など、法律上の問題に留まらない幅広い問題に取り組まなければならない。必ずしも授業で論じたテーマではないが、たいへん興味深い素材なので、論評問題として出題した。以上のような出題趣旨を踏まえて十分に準備したうえ解答することを求める。

▼生命倫理と法　……瀬戸山晃一講師

レポート試験

Ⅰ　この授業（授業内容に関する雑談や余談におけるエピソードも含む）を通して得た知見（様々な視点や問題意識など）で以下のⅡで自らが選択したテーマ以外の内容に関するものを、それぞれ一五〇文字以内で箇条書きにして、思いつく限り記述せよ。但し総計三二〇〇文字（二頁）以内に納めること。

Ⅱ　以下の中から二つテーマを選びそれぞれ二四〇〇文字以内、計四八〇〇文字（三頁）以内で論述せよ。

A　現代医療において授業で取り上げた法的判断の是非が問われる問題群の中で「患者の自己決定権・インフォームドコンセント・パターナリズム」が焦点となるテーマを一つ取り上げ、そこにどの様な法的な問題があるかを整理したうえで、現実の具体的事例において裁判所がどの様な判決を下したか、そしてその理由は何かを簡単に整理したうえで、自ら批判的にそれを論評せよ。

B　生殖補助医療における諸問題の中から一つ選び、まずどの様な争点や論点があり、それに対し法がどの様に対処するのか（禁止か容認か、規制するとしたらどの様な規制の仕方が妥当であると考えられるのかなど）について、賛否両論の見解を整理したうえで、自らの見解の立場とその根拠・理由を組み立てよ。

C　遺伝子情報が差別的に利用される可能性のある分野にはどのような場面があり、それぞれについて遺伝子情報を保護する法規制について、賛否両論の見解を整理した上で、特に法と「平等」や「差別」の観点から自らの主張を展開せよ。

D　医療制度改革に関し、授業で取り上げた問題の中から一つ選び、現状のどこが問題で、法的にどの様に現行制度を変更するべきであるという見解があるのかを整理・分析し、それに対する賛否の根拠を具体的な事例（外国

や仮想事例も含む）を想定しながら分析したうえで自分の見解や議論を展開せよ。

▼**国際法2**　……黒澤満教授

レポート試験

国際法上、重要と考えられる国際判例を一つ取り上げ、分析し、論点を整理し、論評しなさい。

▼**国際私法2**　……野村美明教授

次の事案について設問に答えなさい。解答に必要な事実が欠けていると判断する場合は、合理的な指定により、場合に分けて説明すること。

二〇〇七年一月、日本に居住する日本人Xは、近所の家電販売店Z社で外国製の家電製品Pを購入した。この製品は、アジアのA国に主たる営業所を有するA国法人Y社がA国で製造し、日本の輸入業者W社に輸出し、W社がこれをZ社に転売したものであった。

設問1　Xの購入した製品Pが発火して、Xの自宅が全焼した。XはY社に対して日本の裁判所で製造物責任訴訟を提起したい。日本に裁判管轄権はあるか。なお、Y社は日本には営業所も代表者もおいていないとする。

設問2　設問1において、Y社に対する責任はどの国の法によって判断されるか。

設問3　設問1において、Xの隣人Nの自宅も損傷を受けた。NはY社に対して製造物責任訴訟を提起できるか。

設問4　Z社がY社の家電製品Pと同種の製品を多数倉庫に保管していたところ、そのうちの一つが発火して倉庫が損害を受けた。Z社がY社に製造物責任訴訟を提起するとすれば、Y社の責任の準拠法は何か。なお、Y社からW社への輸出取引は、FOB（本船渡）条件で行われた。FOBとは、物品が指定船積港において本船の舷側手すりを通過したとき、売主が引渡義務を履行したことを意味する。このことは、それ以後買主が物品に関する一切の費用および滅失または損傷の危険を負担しなければならないことを意味する。

設問5　設問4において、Y社は日本のM社の一〇〇％子会社で、A国では工場の他は見るべき資産もなく、Y社の取締役会も日本で開催されていたとする。Z社がY社の法人格を否認するためには、どこの国の法を見ればよいか。

設問6　以上の設問がないとして、W社は製品Pの欠陥を理由に、売買契約に基づいて日本の裁判所でY社を訴えたいと考えている。売買契約に準拠法条項が含まれていないとすれば、契約の準拠法はなにか。

設問7　以上の設問がないとして、日本の家電メーカーM社は、Y社の製品が、M社がA国で有している特許および日本で有している特許にも違反しているとして、Y社に対して日本で損害賠償を求めたい。日本の裁判所でA国の特許に基づく請求を裁判できるか。

設問8　以上の設問がないとして、Y社はP製品のW社への販売について、所有権留保をしていた。Y社はW社がP製品の代金を支払わないことを理由に、日本の裁判所でW社にP製品の引渡しを求めたい。裁判所は、Y社による所有権留保の主張をどの国の法によって判断すべきか。

▼**知的財産法2**　……茶園成樹教授

Aは、静かに座っている女性を対象としたデッサン（以下「作品α」という。）を作成したが、納得のいかない部分が残っていたため、自分の家に置いておいた。Aの友人Bは、Aの家で作品αを見て感動し、Aに無断で隠れて作品αの写真を撮った。そして、Bは、当該写真に基づいて、作品αに描かれている女性を対象とした彫刻（以下「作品β」という。）を作成し、これを、その友人Cに贈与した。

以上の事実関係を前提として、以下の各小問に答えよ。

(1)　Cは、Bの承諾を得て、その経営する喫茶店の店内に作品βを置いていたところ、その喫茶店の客Dは作品βが気に入り、Cに対してこれを購入したいと申出た。そこで、Cは、作品βをDに販売した。この場合、A及びBは、Cに対して、著作権法上どのような請求をすることができるか。

また、Cがその経営する喫茶店の店内に作品βを置くことに、Bの承諾を得ていなかった場合は、どうか。

(2)　Dは、作品βを売りたいと考え、作品βの写真を撮り、当該写真をインターネット上に開設した自己のホームページに掲載した。そして、Dは、当該写真を見て作品βの購入を申出たEに、これを販売した。Eは、作品βの入手時に、これが作品αに基づいて作成されたものであることを知らなかった。この場合、A及びBは、Dに対して、著作権法上どのような請求をすることができるか。

(3)　Eは、その経営する遊園地の敷地内に作品βを設置した。Fは、その経営する喫茶店のインテリアとするために、その遊園地において作品βの写真を撮り、これを引き伸ばして写真パネルとした。そして、当該写真パネルをその喫茶店の店内に置いている。この場合、A及びBは、Fに対して、著作権法上どのような請求をすることができるか。

▼**ロイヤリング**　……出水順教授

レポート試験

別紙の事案において、次の点につきレポートを作成して下さい。なお、(1)については書面を作成し、(2)(3)については簡潔に理由と結論を書いて下さい。

（問題）

(1)　あなたが弁護士として豊中太郎さんから依頼を受けたとして、明渡し訴訟の訴状を起案すること。

弁護士の事務所は出水の住所を使用し、氏名は自分の

氏名、電話、ファクスは○○○にし、物件の表示は、「別紙物件目録記載の建物」として、別紙物件目録は書かなくてよい。訴訟物の価額、貼用印紙額も具体的に書かず○○でよい。また、もし、契約内容で別紙に記載されていないことが必要と考える場合は、適当に書いてよい。

(2) 豊中太郎氏は、池田氏でなく吹田氏が経営する会社に貸すのは困るとして、明渡しを希望しているが、豊中氏は明渡しを求めることができるかどうかという点について、どう考えるか。

(3) 別紙事情とは異なり、ミーノォ株式会社が事業を止め、池田氏の息子の池田次郎吉が代表者で、役員もミーノォ株式会社と殆ど同じ会社がこの部屋を使用するようになった場合、豊中氏は明渡しを求めることができるかどうかという点について、どう考えるか。

(別紙事情)

私(豊中太郎　豊中市待兼山町一番一号居住)は、居住地の近くの待兼山町一〇番一〇号に、部屋数が六室だけの三階建ての小さなビルを持っています。以前から知り合いの池田一郎さんに頼まれ、そのビルの二〇一号室を、平成一四年三月一日に、池田さんが経営しているミーノォ株式会社に、賃料月額一〇万円、保証金三〇万円で賃貸しました。契約内容は簡単なもので、特約などはありません。契約期間は二年ですが、自動更新の規定がありますので、更新してきています。ミーノォ株式会社は、代表者が池田一郎さんで、役員は奥さんと親戚の人であり、株式も全て池田さんとその親族が持っているとのことでした。社長の池田さんと経理をしている奥さん、事務の人がひとりの三人が仕事をしているという小さな会社で、雑貨の卸をしている会社でした。

ところが、最近他の賃借人からの話で知ったのですが、昨年、ミーノォ株式会社の内容が変わったのです。池田さんがこの会社の株式全部を人に譲ったとのことで、調べてもらったら、現在では代表者も他の役員も全く私の知らない人になっていました。池田さんの姿は全く見かけず、あまり品の良くない感じの人が出入りしています。現在の代表者は吹田文太という人です。賃料は、会社から振込で、ずっときちんと支払われていますが、私は池田さんから頼まれたので格安で賃貸したので、知らない人が経営している会社ならそもそも貸しませんでした。また、あくまでうわさですが、池田さんが会社の株式を吹田という人に譲ったのは、ミーノォ株式会社の経営状態が良くなく、金融業もしている吹田さんからお金を借りて返せなかったからだとのうわさがあります。そのためかどうか、池田さんからはこの件で連絡がありませんでしたし、池田さんは、現在では関東の方に転居してしまったとのことで、事情も聞けません。私としては、なんとかこの二〇一号の部屋を明渡してもらいたいと思いますので、よ

ろしくお願いいたします。

▼情報法 ……鈴木秀美教授

北海道A市で会社に勤務していた女性Xは、二〇〇〇年三月に同僚の女性が殺害された事件（以下では、「本件殺人事件」）の犯人として、同年六月に逮捕・起訴された。Xは、捜査段階から一貫して無罪を主張したにもかかわらず、二〇〇三年の地裁判決によって殺人について有罪とされ、懲役一六年を言い渡された。Xが被害者を殺害したことについて物証はなかったが、地裁は、被害者の携帯電話の位置情報がXの足取りとほぼ合致していたことなどから有罪判決を下した。Xの弁護団は、事件当初からXの冤罪を主張、地元ではXを支援する会も組織された。しかし、二〇〇五年九月の高裁判決は地裁判決を支持、二〇〇六年九月、最高裁も上告を棄却しXの有罪が確定した。

月刊誌Bを発行している出版社Yは、本件殺人事件が地裁において審理されていた二〇〇二年一月発行の月刊誌B（発行部数約五万部）に、「A市美人OL社内恋愛殺人事件」との見出しの記事（以下では、「本件記事」）を掲載した。Yは、同年一一月、本件記事を他の八つの殺人事件を扱った記事とともに再録した文庫文『殺ったのはおまえだ――修羅となりし者たち』（以下では、「本件書籍」）を出版した。本件書籍は一〇万部発行された。

本件記事は、Xが本件殺人事件の犯人であるとともに、事件発生前に勤務していた会社で窃盗や放火をしたことを示唆する内容のものである。Xは、二〇〇五年一月、Yが月刊誌Bに本件記事を掲載し、さらにそれが文庫本化されたことによって名誉を毀損されたとして、Yに対し、一〇〇〇万円の損害賠償と本件書籍の出版差止めを求めて提訴した。

X側は、本件記事の公表による報道被害について、次のように主張した。

(1) 本件記事は、「A市美人OL社内恋愛殺人事件」という表題で、事件が「社内恋愛」に絡んで起きたものとし、さらに本件記事の本文では、Xが同僚を殺害したと断定しただけでなく、証拠がないのにXが放火事件や窃盗事件に関与していたかのようにも記述した。

(2) 本件書籍は、『殺ったのはおまえだ――修羅となりし者たち』の書名で、Xが殺人事件を犯したと断定し、「修羅」すなわち「人間以下の存在」（広辞苑）になったと貶めた。

(3) 本件記事と本件書籍は、刑事裁判で無罪を争っているXの社会的評価を著しく低下させ、多大の精神的苦痛をもたらした。

(4) 文庫本は雑誌・単行本に比べ、長期にわたり販売されるもので、本件書籍の出版を差し止めない限り、Xの名誉は毀損され続ける。

これに対しY側は、次のように反論した。

(1) 本件記事と本件書籍は、地裁において審理中であった本件殺人事件の裁判の経過を伝え、検察と無罪を主張する弁護人の主張とその根拠を明記した上で、それらの見解について論評を加えたものであって、Xが本件殺人事件の犯人であるとの事実を摘示するものではない。

(2) 本件記事と本件書籍には、「もちろんそれらの事件に、●●（原文は実名）が関係していたという証拠があるわけではない。誰が火をつけ、誰が盗んだのか、それは今でも謎のままだ」と明記しており、Xが以前勤務していた職場において窃盗事件や放火事件を犯したとの事実を摘示するものでもないことは明らかである。

(3) 一般読者が本件記事について普通の読み方をすれば、本件記事がXを犯人と断定しているとは思わないはずである。X側の主張が認められるならば、犯罪事件の報道は一切許されないということになる。

本件殺人事件について、二〇〇五年九月の高裁判決が控訴を棄却した後、Y側は、本件記事について、次のような主張を追加した。

(4) かりに本件記事が事実の摘示であって、その真実性が認められないとしても、本件殺人事件についての二〇〇五年九月の高裁判決は、X以外に犯行とかかわりを持つ可能性のある者はいないと判断しており、本件殺人事件が発生する前のXの行動、動機等に関する情報から、Xが本件殺人事件の犯人であるとYが信じたことについて相当な理由がある。

(5) 本件殺人事件が発生する前に勤務していた会社で発生した窃盗や放火について、その会社の関係者からの取材結果や、Xが退職後、窃盗や火事が発生しなくなったことなどから、Xが窃盗と放火の犯人であると信じたことについて相当な理由がある。

二〇〇五年一二月、裁判所は、XとYに対し和解を打診した。

これに対し、Y側は、本件書籍を今後増刷する際には、窃盗と放火についての記述の一部削除を検討するが、金銭賠償には応じないとの見解を示した。これに対し、X側は和解を拒み、裁判所の判決を求めた。本件訴訟は、二〇〇六年一一月に結審し、判決は二〇〇七年三月に下される予定である。

資料1　Xが裁判所に提出した陳述書

「この記事に書かれている内容は、実際の公判での証言や証拠の内容とも違っていますし、裁判に提出された取材メモを見ても、本当にどこまで真剣に取材したのか疑問に思う点が多々あります。この記事からは、真実を伝えようという姿勢が全く感じられません。ただ、事件のことを面白おかしく伝えようとするだけであり、執筆している人には良心があるのだろうか、こういう記事を書いて恥ずかしくないのだろうかと思います。月刊誌Bに掲載された記事は、事件当時の私

の人間関係に深く立ち入って、虚実を織り交ぜて巧みに書かれています。それはまるで、ドラマか小説のようです。そのように面白おかしく取り上げられ、多くの人に読まれることは、私にとっては大変に苦痛ですし、腹立たしい気持ちで一杯です。」

資料2　月刊誌Bとその編集長について

月刊誌Bは、「日本で唯一の総合エンターテインメント・ジャーナリズム誌」を標榜している。文芸誌出身で、二〇〇一年八月からBの編集長を務めているCは、ある雑誌のインタヴューの中で、「いまでも文芸編集者だと思っています。文学は悪や業が主なテーマ。事件を読み解く作業も生きることと死ぬことがテーマであり、文学と同じです。事件の羅列ではなく、作品として提供しようと思っています」と語っている。

資料3　窃盗と放火についての本件記事の記述

「もちろんそれらの事件に、●●（原文は実名）が関係していたという証拠があるわけではない。誰が火をつけ、誰が盗んだのか、それは今でも謎のままだ。しかし、『もしあのとき、きちんと釘をさしていたら、今回の事件（A市OL殺人事件）のようなことは起こらなかったはずだ』と、元勤務先の関係者は確信を込めて語るのである。」

［設問］

本件におけるXとYの主張について、あなた自身はどのように考えますか。あなたが本件を担当している裁判官であるとした場合、憲法に基づいてどのような判断を下すか、あなたの結論とその論拠を述べなさい。

▼行政訴訟ワークショップ　……河合裕行講師／松村信夫講師／村上武則教授

以下の三問のうち一問を選択して解答せよ。

レポート課題

【第1問】

別添最高裁判決（最高裁判所平成一七年九月一四日大法廷判決・民集五九巻七号二〇八七頁）（省略）を読んで、以下の1から3の各問題について、レポートを提出してください。

1　本件事案の概要を簡潔にまとめなさい（一〇〇字以内）。

2　国家賠償請求に関する判断において、判決は、①立法行為又は立法不作為がどのような場合に国家賠償法上違法となるとしているか、②本件において、どのような点をとらえて、立法行為又は立法不作為が国家賠償法上違法であるとしているか、簡潔に述べなさい。

3　国家賠償請求を認容した法廷意見に対する泉裁判官の反対意見をどのように考えるべきか、私見を述べなさい。

【第2問】

平成一六年六月（平成一七年四月一日施行）の行政事件訴

訟法改正が、環境関係の行政訴訟に与える影響につき論ぜよ。

【第3問】

都道府県の地方議会議員の全国ソフトボール大会（福岡市で開催）へT県の議員及び一般職員が公費で参加した件について、県民Xが住民訴訟を提起し損害賠償又は不当利得返還等を請求したい。どのような理論構成があり得るだろうか。

事実関係としては、T県議会事務局次長Y_1（兼総務課長）が参加を決定し、出張命令を発するとともに旅費支出も決定した。参加した議員Y_2は大会に出場したが、大会プログラムによれば施設の視察や研修等の機会はまったく予定されていなかった。さらに、事務局職員Y_3が随行したが、その経費も公費でまかなわれていた。

Y_1、Y_2、Y_3に対する住民訴訟の可能性についてそれぞれ考察してみよ。

なお、この際、いわゆる一日校長事件最高裁判決（平成四年一二月一五日民集四六巻九号二七五三頁）についても言及してみよ。

なお、考察の視点として、関連する判例として、徳島地判（平成一一年一一月二六日判例タイムズ一〇三七号一四一頁）、高松高判（平成一二年九月二八日民集五七巻一号六六頁参照）にも言及したい。すなわち、これら下級審判決によれば、違法な参加決定であれば、それに対する公金支出もすべて違法とされている。

しかし、同じく関連の判例として、最高裁判例（たとえば平成一五年一月一七日民集五七巻一号一頁、判時一八一三号六四頁、判例タイムズ一一一五号一六四頁）は、それぞれの公務員についてそれぞれの職務義務や責任に応じた判断を行っている。その意義は何なのだろうか考察してみよう。

なお二〇〇二年の地方自治法改正により住民訴訟に係わる二四二条の二の四号請求の規定に変更が加えられているが、改正規定にしたがって考察したい。

【参照条文】 省略

地方自治法

▼国際税法 ……谷口勢津夫教授

レポート試験

三角合併を利用した国際的租税回避について、その構造、税法上の問題・対策等を論じなさい。

▼税法訴訟ワークショップ ……谷口勢津夫教授

【第一問】

A（法人）はE（電力会社）と電力供給契約を締結し電力の供給を受けていたが、Eにおいて、平成一七年一二月初旬における同年一一月分の定期検針の際、Aの使用電力量が例月に比べて大幅に少ないことから、過去の実績を含め調査したところ、計量装置の計器用変成器の設定誤りが原因で、平成五年四月から同一七年一〇月までの間、Aから過大に電気料金や消費税を徴収していた事実が判明した。その間、勿論、

Aもその事実を知らなかった。

そこで、Eは平成一七年一二月中旬に上記の事実をAに伝え陳謝したうえで、過収電気料金等（電気料金及び消費税の過大徴収分、契約超過違約金並びに利息）の返戻額の算定作業を進め、平成一八年三月にAに対して過収電気料金等の返戻額一億五〇〇〇万円を提示したところ、Aはこれを了承し、その旨の確認書を取り交わし、同月中にその金額を受領した。なお、平成五年四月から同六年九月までの間のAの使用電力量を明らかにする資料が残っていなかったため、その間の過収電気料金の額については、Eは平成六年一〇月から同七年九月までの一年間の一か月平均使用電力量を基礎として、これを推計によって算出した。

以上の事案について、以下の設問に答えなさい。

(1) 過収電気料金等の返戻につき、Aに対する法人税の課税上Aの平成一八事業年度（平成一八年一月一日から同年一二月三一日までの事業年度）においてこれを処理する場合、どのような法律構成が考えられるか。

(2) 過収電気料金等の返戻につき、Aに対する法人税の課税上Aの過払の時の属する各事業年度（平成五年から同一七年までの毎年一月一日から一二月三一日までの各事業年度）においてこれを処理する場合、どのような法律構成が考えられるか。

【第二問】

BはK株式会社（非同族会社）の役員である。Bは甲土地（取得価額五〇〇〇万円・時価一億円）を所有しており、Kは乙土地（取得価額一億円・時価二億円）を所有している。以上の前提の下で、以下の設問に答えなさい。

(1) BがKに甲土地を三〇〇〇万円で譲渡した場合、Bに対する所得税の課税関係とKに対する法人税の課税関係はどうなるか。

(2) BがKに甲土地を一億五〇〇〇万円で譲渡した場合、Bに対する所得税の課税関係とKに対する法人税の課税関係はどうなるか。

(3) KがBに乙土地を一億五〇〇〇万円で譲渡した場合、Kに対する法人税の課税関係とBに対する所得税の課税関係はどうなるか。

(4) KがQ株式会社に乙土地を二億五〇〇〇万円で譲渡した場合、KとQに対する法人税の課税関係はそれぞれどうなるか。

▼**金融法** ……吉田光碩教授

レポート試験

平成一五年の担保・執行制度の改正に関する概要をまとめた上で、特に短期賃貸借保護の制度の改正について、改正の背景・経緯、改正の内容、改正による弊害の有無などを検討してレポートにまとめなさい。

▼**コーポレート・ガバナンス** ……池田裕彦講師

省略

▼刑事法政策　……田村正博講師

以下の問1から問6までのうち、1問を選択して答えよ。

問1　「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の立法評価について

(1)　この法律の規制態様（処罰及び行政介入）をどう評価するか述べよ。

(2)　規制対象と同じ形態の行為で、「恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的」以外の目的によるものについて、処罰対象とする条例が一部で制定されているが、そのような条例制定を適切と考えるかどうか述べよ。

（注1）(1)について、この立法内容への賛否を明確にして論ずること。

（注2）賛成の場合は、反対論を意識した上で、賛成とする理由を述べること。基本的構造に賛成しつつ、内容を一部修正すべきとする見解の場合には、賛成する理由を述べた上で、修正する部分の修正後の内容と理由を述べること。なお、立法内容の一部を容認する見解でも、基本的構造を変えるべきとする見解の場合は、「反対」として論ずること。

（注3）反対の場合は、その主な理由とともに、これに代わるべき法制度としてどのようなものが適切かを述べること。新たな法制度を不要とする見解の場合には、その旨及びその理由を述べること。

（注4）(2)については、(1)と別に論じても良いし、(1)の中で結論のみを述べることとしても良い。

問二　「大阪府安全なまちづくり条例」の立法評価について

(1)　規制部分（第六章及び第八章）を除いた条例内容について、どう評価するか述べよ。

(2)　第一九条及び同条違反を処罰する規定（第二四条第一号）をどう評価するか述べよ。

（注1）(1)については、個々の規定ごとではなく、全体的な評価としての適否を、理由を付して述べることで足りる。ただし、全体的には評価しつつ、特定の条項のみに明確な反対がある場合には、その見解と理由を述べること。全体として不適切としつつ、特定の条項のみを積極的に評価する場合には、その見解と理由とを述べること。

（注2）(2)については、賛成の場合は、反対論を意識した上で、賛成とする理由を述べること。

（注3）(2)については、反対の場合は、その主な理由とともに、これに代わるべき法制度としてどのようなものが適切かを述べること。新たなものは不要とする見解の場合には、その旨及びその理由を述べること。

（条例制定によるべきでないとする見解の場合は、国

の立法措置の是非も含めて述べること。）

問三　平成一二年少年法改正の立法評価について

(1)　事実認定の適正化に係る改正部分のうち、検察官関与と抗告受理申立制度について、どう評価するか述べよ。

(2)　刑事処分の見直しに係る部分（故意行為による被害者死亡事件の場合の原則検察官送致規定及び一六歳未満の刑事処分対象化）について、どう評価するか述べよ。

（注1）(1)については、ここに挙げた二点の改正内容に対する賛否を明らかにすること（このほかの裁定合議及び監護措置期間延長についての言及は要しない。）。同様に、(2)についても、二点の改正事項のそれぞれに対する賛否を明らかにすること。

（注2）(1)及び(2)とも、賛成の場合は、反対論を意識した上で賛成とする理由を述べること。反対の場合は、改正に反対する主な理由とともに、旧制度への批判に対する反論を述べること。改正に反対しつつ、旧制度を維持しないとする見解の場合には、どのような制度を適切と考えるかとその理由を述べること。

問四　平成一三年刑法改正（危険運転致死傷罪の創設）の立法評価と、道路交通法による飲酒運転規制の在り方について

(1)　危険運転致死傷罪の創設について、どう評価するか述べよ。

(2)　道路交通法で飲酒運転の罰則をさらに引き上げ、あるいはひき逃げ（救護義務違反）に対する罰則をさらに引き上げるべきとする意見について、どう評価するか述べよ。

（注1）(1)については、本罪新設に対する賛否を明らかにすること。賛成の場合は、反対論を意識した上で、賛成とする理由を述べること。構成要件の細部又は刑の上限の程度に関して修正すべきとする考えの場合には、新設賛成理由に加えて、修正内容とその理由を明らかにすること。（大幅修正意見の場合は、反対として述べること。）

（注2）本罪の新設に反対の場合は、その理由を明らかにするとともに、どのような法規定が適切かについての考えを述べること。改正が不要だったとする見解の場合には、その旨及びその理由と旧法に対する批判への反論を述べること。

（注3）(2)については、(1)と別に論じても良いし、(1)を論ずる中で結論のみを述べることとしても良い。

（注4）(2)は、平成一三年における道路交通法改正（改正法施行に際して行われた政令改正を含む）による飲酒運転に対する制裁強化の結果を踏まえるとともに、ひき逃げによる危険運転致死傷罪逃れがあるとする見解があることをも踏まえて述べること。

問五　平成一六年道路交通法改正（放置駐車違反金制度の創設と民間委託関係部分に限る。）の立法評価について

(1)　放置駐車違反につき、使用者に対する行政罰を設けたことについて、どう評価するか述べよ。

(2)　確認事務を民間委託可能としたことについて、どう評価するか述べよ。

（注1）　(1)については、放置駐車違反行為が刑事罰の対象とされたままであることを踏まえた上で、制度としての適否について、自らの見解とその理由を明らかにすること。

（注2）　(2)については、賛成の場合は反対論を意識した上で賛成とする理由を述べること。反対の場合は、反対する理由とともに、民間委託しない場合の問題点として考えられることへの反論（問題点解消のために何らかの制度を導入するのであればその内容を含む。）も述べること。

問六　平成一二年刑事訴訟法改正（犯罪被害者関連規定）の立法評価について

(1)　証人の負担軽減規定について、証人尋問権との関係を踏まえて、どう評価するか述べよ。

(2)　被害者等による心情その他の意見の陳述制度について、どう評価するのか述べよ。

（注1）　(1)については、遮蔽措置及びビデオリンク制度の導入に対する賛否を明らかにすること（証人の付添制度については不要）。

（注2）　(1)及び(2)とも、賛成の場合は、反対論を意識した上で賛成とする理由を述べること。反対の場合は、反対する理由とともに、旧制度を維持する理由についても述べること。旧制度にも、改正結果にも反対とする見解の場合には、どのような制度を適切と考えるかとその理由を述べること。

（注3）　(2)に関連して、被害者の刑事手続参加制度の在り方について、意見があれば記載しても良い。

▼労働市場と法　……小嶌典明教授

レポート試験

課　題

1　別紙「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案要綱」（省略）を読み、改正法と現行法（大臣告示を含む）との内容の違いを各項目（第一の五「短時間労働センター」を除く）ごとに説明しなさい。

2　改正法の施行が労働市場にどのような影響を与えるのか（企業はこれにどう対応しようとするのか）という観点から、改正法の限界および問題点について指摘しなさい。

▼法と経済学　……常木淳教授

レポート試験

聴講者が関心を有する典型判例をひとつ選択し、講義で取り上げた経済分析の手法を用いて、その判決の当否につき、詳しく分析・検討せよ。

▼国際民事訴訟法　……長田真里助教授

自動車などのエンジン部分の製造、販売等をいとなむX（日本法人、本店所在地：東京）は、プラズマディスプレイパネルの技術研究・開発を業務とするA（日本法人）に対して、五億円を貸し付けた。この貸し付けについては、Aと同じ韓国の企業グループBに属するY（韓国法人）が、Bグループが Aに投資を進めていること、Bの出資によりAの資金状態が改善されXに対する債務は年内に返済できることおよびXに対する資金調達の協力を要請することなどの記載がある書面を交付している。

Xはこの書面をもってX—Y間にAの債務についての連帯保証契約が締結されたと主張し、Yに対して保証債務の履行を求めて訴えを提起した。

このXの訴えについて日本の裁判所の管轄は認められるか。

また、XがAを相被告としてAに対しては主債務の履行を求める請求を提起していた場合に結論は異なるか。

▼国際知的財産法　……茶園成樹教授他

レポート試験

課題：以下の三問のうちから一問を選択しなさい。

1　パリ条約第四条が規定する優先権の意義について——In re Hilmer (359 F.2d 859; 149 U.S.P.Q 480) も参酌して——説明しなさい。

2　欧州における発明の統一的保護のための制度の概要（特に欧州特許条約の枠組み）並びに、そのような制度の下において既存の欧州各国国内法との関係をどのように調整しているのか（特に権利範囲の解釈について）、及び欧州の主要国はどのようにこれに対応しようとしているのかについて説明しなさい。

3　商標権侵害と並行輸入について説明しなさい。

▼ベンチャー法ワークショップ　……青江秀史教授

レポート試験

次のいずれか一つ選んで下さい。

(1)　高等司法研究科の組織プロフィール

- 各カテゴリーを意識して下さい。
- 現状と望まれる姿から課題を浮き彫りにして下さい。

(2)　知的資産経営を実社会へ根付かせる方策

- なるべく具体的に立案して下さい。
- 時間軸を意識して下さい。

(3)　知的資産経営を起業へ活用するメリット

- 想定事例を一つ以上盛り込んで下さい。
- 現状との比較を意識して下さい。

(4)　現状の知的資産経営の概念に対する改良案

- 目的と改良案との関係を明確にして下さい。

・現状との比較を意識して下さい。

▼先端系法領域論

省略